

# 官報

號外 昭和十年三月二十六日

## ○第六十七回 貴族院議事速記録第二十三號

昭和十年三月二十五日(月曜日)午前十時二  
十二分開議

議事日程 第二十三號

昭和十年三月二十五日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

第二 關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 大正十三年法律第二十四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 昭和七年法律第四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第五 關稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第六 南朝鮮鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公

第七 地租法中改正法律案(衆議院提出)

第八 民間航空事業促進ニ關スル建議案(侯爵西郷從徳君外二名發議)會

第九 外交科試験ニ西班牙語ヲ加フル  
第十 神武天皇紀元二千六百年祭典ニ  
關スル請願

第十一 司法保護制度制定ノ請願

第十二 下關港ニ開港港則實施ノ請願

第十三 東京驛東口改築ニ關スル請願

第十四 海上衝突豫防法及地方海港則

第十五 豫定線鐵道剝路、北見相生間  
鐵道速成ノ請願

第十六 北海道常呂川改修ノ請願

第十七 北海道北見國ニ製糖工場設置  
ノ請願

第十八 濟生會診療機關用地免租ニ關  
スル請願

第十九 島根縣船川改修ニ關スル請願

第二十 宮道湖岸鹽害對策施設ノ請  
願

第二十一 新宮川治水工事速成ノ請  
願

第二十二 荒川護岸工事施行ノ請願

第二十三 航運問題ニ關スル請願

第二十四 馬產振興ニ關スル請願

第二十五 北海道川上郡標茶村ニ製糖工場設置ノ請願

第二十六 新潟、北鮮間航路優秀船就航ニ關スル請願

第二十七 長崎縣的山郵便局ノ電話通話區域擴張ニ關スル請願

第二十八 西成線ヲ高架ニ改造ノ請願

第二十九 地方財政調整交付金制度設定ノ請願

第三十 北海道上川郡江丹別村下江丹別ニ停車場設置ノ請願

第三十一 公共圖書館費國庫補助法制定ノ請願

第三十二 豫定線鐵道函館、釜谷間鐵道速成ノ請願

第三十三 川内川治水促進ノ請願

第三十四 裝蹄師法制定ノ請願

第三十五 淀川低水工事繼續施行ニ關スル請願

第三十六 鹿兒島本線羽犬塚驛、熊本縣宮原間鐵道速成ノ請願

第三十七 鬼怒川上流ニ貯水池設置ノ請願

第三十八 元北海道廳森林監守ニ恩給

第三十九 無償傷痍軍人待遇ニ關スル請願

第四十 戰公傷病死者並傷痍軍人ノ遺族扶助料ニ關スル請願

|  |                              |                              |
|--|------------------------------|------------------------------|
| ○副議長(伯爵松平賴壽君)是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、請願委員長報告、委員長伯爵酒井忠克君ノ登壇ヲ望ミマス | 第四十一 未成年者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対ノ請願   | ○副議長(伯爵松平賴壽君)是ヨリ報告ヲ致セマス      |
| 第二十三 地租法中改正ノ請願   | 第二十四 馬產振興ニ關スル請願              | 〔瀬古晝記官朗讀〕                    |
| 第二十五 北海道川上郡標茶村ニ製糖工場設置ノ請願                                   | 第二十六 新潟、北鮮間航路優秀船就航ニ關スル請願     | 第二十三 地租法中改正ノ請願               |
| 第二十七 長崎縣的山郵便局ノ電話通話區域擴張ニ關スル請願                               | 第二十八 西成線ヲ高架ニ改造ノ請願            | 第二十四 馬產振興ニ關スル請願              |
| 第二十九 地方財政調整交付金制度設定ノ請願                                      | 第三十 北海道上川郡江丹別村下江丹別ニ停車場設置ノ請願  | 第二十五 北海道川上郡標茶村ニ製糖工場設置ノ請願     |
| 第三十一 公共圖書館費國庫補助法制定ノ請願                                      | 第三十二 豫定線鐵道函館、釜谷間鐵道速成ノ請願      | 第二十六 新潟、北鮮間航路優秀船就航ニ關スル請願     |
| 第三十三 川内川治水促進ノ請願  | 第三十四 裝蹄師法制定ノ請願               | 第二十七 長崎縣的山郵便局ノ電話通話區域擴張ニ關スル請願 |
| 第三十五 淀川低水工事繼續施行ニ關スル請願                                      | 第三十六 鹿兒島本線羽犬塚驛、熊本縣宮原間鐵道速成ノ請願 | 第二十八 西成線ヲ高架ニ改造ノ請願            |
| 第三十七 鬼怒川上流ニ貯水池設置ノ請願  | 第三十八 元北海道廳森林監守ニ恩給            | 第二十九 地方財政調整交付金制度設定ノ請願        |
| 第三十九 無償傷痍軍人待遇ニ關スル請願  | 第四十 戰公傷病死者並傷痍軍人ノ遺族扶助料ニ關スル請願  | 第三十 北海道上川郡江丹別村下江丹別ニ停車場設置ノ請願  |
| 第四十 戰公傷病死者並傷痍軍人ノ遺族扶助料ニ關スル請願                                | ○副議長(伯爵松平賴壽君)是ヨリ本日ノ請願委員長ノ報告  | 第三十一 公共圖書館費國庫補助法制定ノ請願        |

(伯爵酒井忠克君演壇ニ登ル)

○伯爵酒井忠克君 第三回ノ御報告ヲ致シ

マス、第一回ノ御報告ヲ致シマシタ後ニ受領イタシマシタル請願ノ件數ハ八十八件

デゴザイマス、第二回報告ノ際ニ文書表ニ掲載イタシマセヌデシタモノガ九十一件ゴザリマスルカラ、第二回報告以後ニ受領イ

タシマシタル八十八件ヲ合シマスト合計百七十九件ニ相成リマス、此外ニ第二回報告ノ際ニ文書表ニ掲載イタシマシタルモノノ中テ、審査未了ニ屬シテ居リマスルモノガ二百五十九件ゴザイマス、之ヲ合計イタシ

マスト總テ四百三十八件ト相成ル、次第

デアリマス、請願文書表報告ハ其後二回、

請願委員會特別報告ガ矢張リ二回提出サレテ居リマス、請願委員會ハ一回開キマシテ、

三月十五日ト三月二十二日ニ開イテ居リマス、其間ニ分科會ハ各、一回開會シテ居リマス、サウシテ今回ノ二回開會イタシマシタ委員會ニ於キマシテハ、會期モ切迫イタシテ居リマス故ニ、委員總會ニ詰リマシテ、其決議ニ依リマシテ各分科會ニ於テ審査未了トナリマシタモノハ、特ニ總會ノ審査ヲ必要ト致シマシタモノノミヲ審議イタシ、主トシテ分科會ニ於テ採擇及不採擇ト決シタルモノノミヲ審査決定イタシタル次第ゴザイマス、右ノ方針ニ依リマシテ慎重審議イタシタル結果、院議ニ付スベント決定イタシマシタモノガ百件、院議ニ付スルヲ要セト決シマシタルモノガ二十五件ゴザイマス、右二十五件ヲ細別イタシマスト、文書表ノ百六十三號、百六十四號、百六十七號、百七十號、百七十八號、百八十三號、號、百九十五號、二百一十七號、二百八十七號、百九十五號、二百一十七號、二

百四十五號、二百六十三號、二百六十四號、二百六十五號、二百七十九號、二百九十五號、三百四十四號、三百八十一號、四百九號、四百十二號、四百十三號、四百二十六號、四百二十七號、右ノ中ニハ同一趣旨ノモノガ數件宛三種類程ゴザイマス、以上ノ審査ノ經過ニ付キマシテノ詳細ハ、速記録ニ依ッテ御覽ヲ願ヒタイト存ジマス、尙ホ審査未了ニ屬スルモノガ三百十三件ゴザイマス、次ニ委員會ニ於キマシテノ審査ノ總報告ヲ申述

ベマスルト、請願文書表報告ハ九回、請願委員會特別報告ガ七回、請願受領件數ガ五百四十件ゴザイマシテ、其連署人數ガ八十一萬六千五百六十二名、右審査ノ結果院議ニ付スベント議決シタルモノガ百八十二件、院議ニ付スルヲ要セズト決シマシタモノガ四十五件、審査未了ノモノガ三百十三件ゴザイマス、本議會ニ於キマシテノ請願ハ、三月二十二日ヲ以テ締切リマシタカラ、此報告モ三月二十二日午後四時締切迄ノ御報告デゴザイマス

貴族院議長公爵近衛文麿殿 祐邦  
委員長子爵會我 祐邦

大正十三年法律第二十四號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十年三月二十三日  
委員長子爵會我 祐邦

昭和七年法律第四號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十年三月二十三日  
委員長子爵會我 祐邦

貴族院議長公爵近衛文麿殿 祐邦  
委員長子爵會我 祐邦

關稅法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十年三月二十三日  
委員長子爵會我 祐邦

貴族院議長公爵近衛文麿殿 祐邦  
〔子爵會我祐邦君演壇ニ登ル〕

三年法律第二十四號中改正法律案、日程第三、大正十  
四年、昭和七年法律第四號中改正法律案、日程第五、關稅法中改正法律案、政  
府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ四案ハ之ヲ一括イタシマシテ議題ト

關稅定率法中改正法律案外三件ノ委員會ノ  
經過及結果ヲ御報告ヲ申上ゲマス、委員會ノ  
リマンテ開會イタシマシタ、今回ノ關稅改  
正ノ政府提案ノ理由及其説明ヲ出來ルダケ  
簡卽ニ分ルヤウニ申上ゲタイト存ジマス、  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト  
認メマス、委員長會我子爵ノ御登壇ヲ望ミ

今回ノ關稅改正ノ一ハ燒酎類及貴石、是ハ即チ寶石ヲ意味シテ居ルノデゴザリマス、貴石ヲ贋澤稅カラ、即チ十割關稅ノ中カラ削除セムトスルモノデゴザリマス、燒酎類ノ中ニハ品質ガ粗悪デ價格ノ非常ニ低廉ナルモノガ方々ヨリ輸入セラレマスルノデ、輸入價格ト同額ノ關稅ヲ設ケマシタノデハ十分デナイト云フノデアリマス、又關稅定率法ニ依テソレヲ課稅スルコトニシタイト云フノガ提案ノ理由デゴザイマス、又貴石即チ寶石、「ダイヤモンド」類ノ如キ種類ニ對シマシテハ、前申上ゲマシタ所ノ現行法デハ、十割ヲ課稅シテ居ルノデゴザリマスルガ、其工業用竝ニ機械用ノ爲ニ加工セラレタル所ノ「ダイヤモンド」類ハ五分デゴザリマスル、然ルニ御承知ノ如クスカル寶石類ハ容積ガ甚ダ小サクゴザリマシテ、携帶ニ便デ、又其價格ハ非常ニ高イ爲ニ、各種ノ弊害ヲ誘發セシメラレテ居ルノデゴザリマス、例ヘバ密輸入ノ如キ其一ツデゴザリマス、此際其關稅ヲ從價一割ニ引下ゲルト云フコトハ、却テ前申上グル所ノ弊害ヲ防止シ得ルモノト思ヘルト云フコトデゴザリマス、同時ニ關稅法ノ罰則ヲ改正スルノ必要ヲ認めラレタノデゴザリマス、現在ノ罰則ニ依リマスルト、關稅ヲ違脱シタル者ハ關稅ノ三倍ノ罰金又ハ科料ニ處セラレルコトニナッテ居ツタノデゴザリマス、關稅率ヲ一割致シマス際ニ當リマシテハ、十割ノ關稅ノ時ニ比シマシテ其罰金額ハ十分ノ一ニ下ガルト云フヤウナ變態ヲ來スノデアリマス、即チ貴石ノ關稅違脱犯ニ付キマシテハ、此程度ノ處罰ヲ尙ホ十分ナラザルモノト認メラレマシテ、原價ノ三倍ノ罰金又ハ科料ニ處スルト云フコトニナッタノデゴザリマス、

貴石ノ關稅逋脫犯ニ對シマシテヘ、其故買犯ト云フ者ガ原動力トナツテ働イテ居ルノ云フ場合ガ多イノデゴザリマス、現在ハ故買犯ニ對シマシテハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラレルト云フコトニナツテ居ルノデゴザリマスルガ、貴石ニ限リマシテハ五千圓以下ノ罰金又ハ科料トナシ、尙ホ其貴石ノ價格ガ五千圓ヲ超過シテ居リマスル時ニハ、其貴石ノ價格以下ノ罰金ニ處セムトスルノデゴザリマス、又贊澤稅法ノ別表ノ第六百十二號ノ項ニ掲グラレテアリマスル所ノ木材ニ關シマシテハ「木材、單ニ切挽キ又ハ割リタルモノ(甲ノ「ヲ除ク」)」ト斯ウ云フノガ記載サレテ居ルノガゴザリマスルガ、是ハ甲ノ二ノ「鐵刀木、紅木、紫檀及黑檀(縞黑檀ヲ除ク)」ト書イテアリマス、ソレダケニ贊澤稅ヲ課スル爲ニ昭和四年ニ贊澤稅ヲ課スル爲ニ改正セラレタノデゴザリマス、ソレカラ次ニ人造麝香ハ内地法ヲ改正セラレタノデゴザリマスルガ、其趣旨ガ明確デナイト云フ虞ガアルノデ、今回其點ヲ明瞭ニスル爲ニ改正セラレタノデゴザリマス、ソレカラ次ニ人造麝香ハ内地法ヲ改正セラレタノデゴザリマス、ソレカラ次ニ人造麝香ハ内地法ヲ改正セラレタノデゴザリマスルガ、其輸入稅ヲ引上グルコトガ此關稅ノ中ニ入ツテ居ルノデゴザリマス、ソレカラ又「ウアナデウム」觸媒、是ハ金屬性ノ或分子ト分子ヲ化學的ニ加工シテ造ル所ノ仲媒ヲスルモノデゴザリマス、「ウアナデウム」觸媒ト云フモノガ、白金ノ觸媒ト同ジヤウニ使ハレテ居ルニモ拘ラズ、其取扱方ガ別ニナツテ居リマスガ爲ニ、今回之ヲ無稅ニスルコトニナツタノデゴザリマス、其他漂白サレテアリマスル平織ノ亞麻布及亞麻綿交織布、「マグネシウム」合

金、「ヴァアルガナイズド・ファイバー」、是等ハ皆其生産輸入及需要供給ノ情況ニ鑑ミマシテ、現行ノ税率ヲ改正セラルルノ必要ヲ認メラレタ次第デゴザリマス、委員會ハ慎重審議イタシマシテ、各委員ヨリ種々ノ質問ガゴザリマシタ、其中二三ノモノヲ御紹介申上ゲマス、先づ貴石ニ關シテハ、是ハ贅澤品ノ尤ナルモノデハナイカ、即チ「ダイヤモンド」ニ關シテデゴザリマス、最モ贅澤品ノ尤ナル「ダイヤモンド」ニ對シテデアアルガ、然ルニ之ヲ贅澤稅カラ除外スルト云コトハ、抑、贅澤稅ノ施行セラレル所ノ趣旨ヲ沒却シタルモノデハナイカト云フ質問デゴザリマシタ、之ニ對シ政府ハ貴石ハ贅澤品デナイトハ考ヘテ居リマセヌ、併シ何分ニモ容積ガ小サク價格ガ高イノデ、高率ノ課稅ヲスルコトハ不適當デ、却ツテ之ガ爲ニ面白カラヌ種々ノ犯罪ヲ作り、取締モ亦非常ナ困難ガアルガ爲ニ、此改正ガ適當ト思フト云フ答辯デゴザリマシタ、尙ホ鐵刀木等ニ付テ贅澤稅ヲカケルト云フコトハ不適當デハナイカ、又此贅澤稅率ト云フモノハ過去ニ於テハ或ハ五割ノ時代ガアリ、或ハ五分ノ時代ガアリ、或ハ十割ニ又今日ハ其一部ヲ一割ニ變ヘルト云フコトニナツテ、所謂種々變遷ガアルガ、誠ニ今日マデ一定セル所ノ方針モナク、無定見、無方針ノヤト云フ意味ノ答辯ガゴザリマシタ、又貴石ノ税率ヲ引下ゲタ所デ脱稅ト云フモノハ將來モ絶エナイヤウニ考ヘルガ、政府ハ之ヲドウ考ヘルカ、此質問ニ對シマシテハ政府ハ前段申上ゲマシタヤウナ説明ニテ脱稅ヲ

一方最小限度ノ點マデ引下ゲテ置イテ、又他方ニ於テハ罰則ト相俟テ又税率改正後ニ於テモ十分取締ル積リデアルカラト云フ御返答デゴザリマシタ、討論ニ入りマシテ一委員ヨリ、關稅政策ト云フモノハ極メテ重要ナルモノデアルカラ、政府ニ於テハ十分慎重ニ考慮シテ、適當ナル方策ヲ執ルヤウニ心掛クルコトガ必要デアラウト云フ御意見デアリマシテ、而シテ採決ノ結果、委員會ハ満場一致ヲ以テ關稅定率法中改正法律案外三件ヲ、政府ノ原案通り可決決定イタシマシタ次第デゴザイマス、右御報告ヲ申上ダマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 各案ノ採決ヲ致シマス、各案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○子爵今城定政君 認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 各案ノ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス、各案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○子爵西大路吉光君 直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 各案ノ第三讀會ヲ開キマス、各案全部、一讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六、南朝鮮鐵道株式會社所屬鐵道貲收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長廢司公爵

南朝鮮鐵道株式會社所屬鐵道貯收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十年三月二十四日

委員長 公爵鷹司 信輔

(公爵鷹司信輔君演壇ニ登ル)

貴族院議長公爵近衛文麿殿

○公爵鷹司信輔君 本案ニゴザイマス買收豫定ノ鐵道ハ、朝鮮ノ南西ノ方ニアル鐵道デゴザイマシテ、朝鮮國有鐵道ノ湖南線光州驛ヨリ起リマシテ、南下シテ麗水ニ至ル延長約百六十キロ・メートルノ廣軌鐵道

此艤水ト申シマス所ハ毎日下關ドノ間ニ定期連絡船方通ツテ居ルト云フヤウナ、釜山ト相對立シタ、内地ト朝鮮トア連絡スル重要ナル港デアリマスルノデ、本線ハ朝鮮ニ取リマシテ重要ナル一幹線デゴザイマス、其上、京釜線ノ豫備線トシテ水害其他ノ爲ニ京釜線ガ故障ヲ生ジタ場合ニ重大ナル使命ヲ有スル線デゴザイマス、又一方斯ウ云フ線ヲ統一經營ヲナシテ、其機能ヲ發揮セシムル必要ガゴザイマス、其上ニ本線ハ昭和十一年度ニ國鐵慶全北部線ト、又昭和十五年度ニハ晋州方面ニ至ル國鐵豫定線ト連絡スルノデゴザイマシテ、運輸系線上又建設工事進捗ノ便宜上カラ申シマシテモ、之ヲ買收スル必要ガアルノデゴザイマス、尙ホ又政府ノ財政上ノ見地カラ見マシテモ、本鐵道ハ現ニ朝鮮私設鐵道補助法ニ依リマシテ八分ノノ補助ヲ受ケテ居ルノデゴザイマスカラ、今日之ヲ買收スル爲ニ交付スル公債ノ利子額ト補助金ノ額トア比較シテ見マスト、年ニ約三十萬圓程買收スル方ガ政府ニ利益ニナルト云フコトデゴザイマス、サウ云フ工合デゴザイマスノデ、此鐵道ヲ買收スルコトニ決メマシテ、其買收價格ト致ス豫定デゴザイマス、其發行所要額ハ四分利公債デ約千百二十五萬圓ノ見込デアルト云フコトデゴザイマス、本委員會ハ昨日午後開キマシテ、委員長副委員長ノ五審議ノ上、原案通り可決スルコトニ決定イタシマシタ、右御報告申上ゲマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト  
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト  
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、本案全部、委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵今城定政君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト  
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト  
認メマス

|  |
|--|
| <p>○副議長(伯爵松平頼壽君)　日程第七、地<br/>租法中改正法律案、衆議院提出、第一讀<br/>會</p>                           |
| <p>右本院提出案及送付候也</p>   |
| <p>昭和十年三月二十三日</p>  |
| <p>貴族院議長公爵近衛文麿殿</p>  |
| <p>衆議院議長　濱田　國松</p>   |
| <p>地租法中左ノ通改正ス</p>  |
| <p>第十條ニ左ノ但書ヲ加フ</p>   |
| <p>但シ青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、<br/>山形縣及福島縣ハ百分ノ二・六トス</p>                                     |
| <p>附　則</p>   |
| <p>本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p>   |
| <p>○副議長(伯爵松平頼壽君)　御質疑ガオザ<br/>イマセヌケレバ、本案ハ之ヲ酒造組合法中<br/>改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシ<br/>マス</p> |
| <p>(瀬古書記官朗讀)</p>   |
| <p>(提出文ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ<br/>タメ載録ス)</p>  |
| <p>民間航空事業促進ニ關スル建議案、侯爵西郷<br/>徳君外二名發議、會議、建議案ハ書記官<br/>ヲシテ朗讀イタサセマス</p>                 |
| <p>發議者</p>   |
| <p>侯爵西郷　従徳　子爵伊東二郎丸</p>   |
| <p>男爵淺田　良逸</p>   |
| <p>昭和十年三月二十三日</p>  |
| <p>賛成者</p>   |
| <p>公爵鷹司　信輔</p>   |
| <p>公爵一條　實孝</p>   |
| <p>民間航空事業促進ニ關スル建議案</p>   |
| <p>右貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也</p>  |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 侯爵山縣 有道          | 公爵岩倉 具榮 |
| 侯爵中御門 經恭         | 侯爵佐佐木行忠 |
| 侯爵井上 三郎          | 伯爵酒井 忠克 |
| 侯爵池田 宣政          | 侯爵松平 康昌 |
| 侯爵坂本 俊篤          | 侯爵山本 達雄 |
| 男爵安保 清種          | 侯爵大井 成元 |
| 子爵仙石 政敬          | 松浦浪次郎   |
| 子爵井上匡四郎          | 子爵西大路吉光 |
| 子爵野村 益三          | 子爵池田 政時 |
| 子爵立花 種忠          | 子爵新庄 直知 |
| 子爵片桐 貞央          | 子爵戴 篤麿  |
| 子爵實吉 純郎          | 子爵松平 乘統 |
| 子爵松平 忠壽          | 子爵水無瀬忠政 |
| 子爵井上 勝純          | 子爵西尾 忠方 |
| 子爵三島 通陽          | 子爵松平 康春 |
| 田中館愛橘 佐藤 三吉      | 子爵近衛 秀齋 |
| 水上長次郎 大島 健一      |         |
| 土方 寧 三上 參次       |         |
| 長岡半太郎 大島 健一      |         |
| 松井 茂 織田 萬        |         |
| 宇佐美勝夫 小山 松吉      |         |
| 男爵鍋島 直明 佐藤 千田 嘉平 |         |
| 小幡 西吉 佐藤 阪谷 芳郎   |         |
| 内田 重成 男爵四條 隆英    |         |
| 男爵東久世秀雄 佐藤 鐵太郎   |         |
| 伊澤多喜男 岡 喜七郎      |         |
| 男爵今枝 川崎 卓吉       |         |
| 塚本 清治 上山滿之進      |         |
| 男爵金子 有道 男爵北大路實信  |         |
| 男爵東久世秀雄 佐藤 鐵太郎   |         |
| 内田 重成 男爵千田 嘉平    |         |
| 男爵鍋島 直明 佐藤 阪谷 芳郎 |         |
| 男爵今枝 川崎 卓吉       |         |
| 塚本 清治 上山滿之進      |         |
| 男爵金子 有道 男爵北大路實信  |         |
| 男爵黑田 武夫 佐藤 鐵太郎   |         |
| 男爵千秋 長和 男爵井田 磐楠  |         |
| 男爵岩倉 道俱 桑山 鐵男    |         |

|                     |                       |              |            |
|---------------------|-----------------------|--------------|------------|
| 男爵今國                | 國貞                    | 男爵渡邊         | 汀          |
| 男爵郷誠                | 誠之助                   | 男爵辻          | 太郎         |
| 男爵小畠大太郎             | 弓彦                    | 男爵高木         | 喜寛         |
| 男爵松尾義夫              | 兼道                    | 男爵井上清純       | 公望         |
| 男爵高崎                | 文吉                    | 男爵伊江朝助       | 朝助         |
| 男爵周布                | 安                     | 男爵大藏         | 喜寛         |
| 男爵沖                 | 貞男                    | 男爵伊藤         | 一郎         |
| 男爵足立                | 豊                     | 男爵關義壽        | ム          |
| 男爵長基連               | 正之                    | 男爵松平外興麿      | 貴孝         |
| 男爵松田滋彌              | 精一                    | 男爵北島熊雄       | 公望         |
| 男爵近藤精一              | 成之                    | 男爵原田         | 一郎         |
| 男爵三須成之              | 山言                    | 男爵伊藤         | 貴孝         |
| 男爵加藤成之              | 喜翰                    | 男爵關義壽        | 一郎         |
| 男爵深尾隆太郎             | 竹越與三郎                 | 男爵松平外興麿      | 貴孝         |
| 男爵杉溪由言              | 山岡萬之助                 | 男爵佐藤達次郎      | 正之         |
| 男爵徳川喜翰              | 中村純九郎                 | 男爵肝付兼英       | 精一         |
| 橋本圭三郎               | 倉知鐵吉                  | 男爵橋元正輝       | 精一         |
| 西野馬場大塚              | 菅原通敬                  | 男爵岩村一木       | 成之         |
| 土方小坂林若尾             | 田所美治                  | 男爵山根健男       | 山岡萬之助      |
| 白勢春三                | 八田嘉明                  | 男爵渡邊修二       | 竹越與三郎      |
| 江口定條                | 松村義一                  | 男爵山根健男       | 中村純九郎      |
| 武井覺太郎               | 土方久微                  | 男爵岩村一木       | 竹越與三郎      |
| 宇野勇作                | 小坂順造                  | 男爵山根健男       | 中村純九郎      |
| 鶴澤總明                | 林平四郎                  | 男爵山根健男       | 竹越與三郎      |
| 田中德兵衛               | 吉田羊治郎                 | 男爵山根健男       | 中村純九郎      |
| 松本勝太郎               | 高島順作                  | 男爵山根健男       | 竹越與三郎      |
| 三木與吉郎               | 三橋彌                   | 男爵山根健男       | 中村純九郎      |
| 岩田雷造                | 田村新吉                  | 男爵山根健男       | 竹越與三郎      |
| トヲ思ハシムル次第デゴザイマス、然ル所 | 合フヤウニシタイ、斯ウ言明サレテ居リマス、 | 貴族院議長公爵近衛文麿殿 | 山本米三 松澤清次郎 |

○副議長(伯爵松平頼壽君)發議者ノ趣旨  
ノ御説明ヲ願ヒタイト存ジマス

(男爵淺田良逸君演壇ニ登ル)

○男爵淺田良逸君(會期ガ切迫ラシ、議案

ガ輻輳イタシテ居リマスル今日、茲ニ民間

航空促進ニ關スル建議案ガ上程ニ相成リ、

私ハ之ガ趣旨ヲ簡単ニ御説明申上ゲルコト

ヲ最モ欣幸ニ存ズル次第デゴザイマス、大

空ニ進出シタイト云フコトハ、人間ノ理想

デゴザイマシタルガ故ニ、一度飛行機ガ世

ニ現レマスルト云フト、是ハ大變ナ發明デ

アル、近代文化ノ表徵デアルト云フコトニ

ナリマシテ、忽チ萬人ノ視聽ヲ集メマシテ、

歐洲ノ大戰ヲ經、三十餘年ノ中ニ隔世的ナ

ル發達ヲ遂ゲ、今ヤ航空機ハ文明第一ノ花

形役者トシテ活躍スルコトニナッタ次第デ

ゴザイマス、試ミニ最近ニ於キマスル所ノ

航空世界記録ヲ見マスルト云フト、其速力

ハ一時間ニ七百キロ、特急燕號ノ十一倍

ノ速サ、最高富士山ノ四倍、無著陸最大直

線距離ハ、日本カラ太平洋ヲ越エテ「アメ

リカ」ノ真中マデ一飛び、スカウ云フヤウナ

記録ヲ現シテ居る程驚嘆スベキ進歩デゴザ

イマス、全ク世ハ航空時代デアルト云フト

トヲ思ハシムル次第デゴザイマス、然ル所

ノ御説明ヲ願ヒタイト存ジテ居ル次第デゴザイマス、

ハ目鼻ヲ付ケタイ、サウシテ豫算編成ニ間ニ

モ伺ヒタイト存ジテ居ル次第デゴザイマス

(拍手)

○副議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ討論ニ

(男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○男爵阪谷芳郎君 演壇ニ登ル

ドコロデハアリマセヌ、諸君ガ毎日新聞デ御

ハ殆ド皆様ノ考ニ浮バヌデアラウト思フ、チ

（田中館愛橋君演壇ニ登ル）

○副議長(伯爵松平頼壽君) 田中館君、御

移リマス、阪谷男爵

以テ迎ヘラレテ居ルヤウナ次第アリマシ

テ、最早贊成ノ演説ヲ述ブルノ必要ヲモ認

メヌヤウナコトデゴザイマスガ、當然ノ事

ヲ政府ガ爲サラヌカラ、ドウモ已ムヲ得ズ

建議シナケレバナラヌト、斯ウ云フ羽目ニ

是ハ迫タモノデアル、當然政府ガ爲スペキ

事デアルカラ、議場モ拍手ヲ以テ御迎ヘニ

ナツタ、然ルニ當然爲スペキ事ヲ政府ガ爲サ

ラヌカラシテ、我ミガドウモ餘儀ナク建議

シナケレバナラヌ、從テ多少ノ辯論ヲ費サ

ナケレバナラヌト云フ譯ニナルノデアリマ

ス、凡ソ此二十世紀ノ世界ノ呼物、又二十

世紀ノ歴史ガ何ノ競争ヲ以テ終ルカト云フ

コトヲ考ヘマスト、發明ト云フコトト航空

ト云フ、此二ツデアラウト思フ、此二ツノ

事業ガ大戰爭以來非常ニ各國ノ競争ヲ促シ

テ居リマス、歴史ヲ繕クト云フト、一世紀

毎ニ色ミナ事柄ヲ人間ハヤッテ居リマスガ、

恐ラクハ此二十世紀ノ最後ノ歴史ヲ書ク人

ハ、二十世紀ハ發明ノ世紀デアシテ、航空ノ

ナケレバナラヌ、苟モ國ヲ樹ツル以上ハ落伍

ハ豫言イタシマス、ソレ故ニ此二ツガ何レ

カ一方ガ退レタナラバ、其國ハ必ズ落伍シ

マス、故ニ之ニ落伍セザラムト欲スルナラ

バ、政府モ國民モ有ラユル力ヲ盡シテ發明ノ

獎勵、航空ノ獎勵ト云フコトニ力ヲ注ガニ

ヤナラヌコトデアラウト思フ、而シテ今淺

田男爵ノ御述ニナツタ如クニ、マダ日本デハ

航空ノ幹部線モ出來上ツテ居ラヌト云フヤ

ノ日程ヲ御定メニナルノデアリマセウガ、

或ハ汽車トカ、或ハ自動車デ以テ大抵旅行

</

所ニ参リマスト、即チ「ザヤポン・ゼロ」、何時行キマシテモ日本ノ部分ハ「ゼロ」、「チエツコスロバキヤ」ノ如キ小國デモ五ツ、六ツノ「レコード」ヲ持ッテ居リマス、其會ニ日本飛行協會ノ代表トシテ臨ミマシテ、如何ニ無神經ノ私ト雖モ席ニ堪ヘラレザル感ジテ致スノデアリマス、此「レコード」ハ必シモ國際的ノ競技ニ於テ施行イタス必要ハアリマセヌ、其國ニ於テ適當ナ權威ノアル方ガ寄リマシテ飛行機ノ性能ヲ認メテ、速度、高度、距離、荷物等ヲ見定メテ、之ヲ報告スレバ宜ノデアリマス、我國ハ只今日ノ出ノ勢ヲ以テ世界ニ發展シ居ル時期デアリマス、只今同フ如ク文化ノ發明ノ先頭ニ立ツ所ノ此航空界ニ於キマシテ、斯ノ如ク世界ノ中ニ出テ遜色ノ有様デアリマシテハ、國民一同堪ヘザル所デアラウト存ジマスガ、尙ホ此際私ノ希望ヲ申シマスレバ、民間飛行機ヲ發達サセマスルニハ、第一ニ入用ナモノハ飛行場デアリマス、飛行場ガアレバ大抵ノ陸海軍デ使ヘナイ所ノ飛行機ヲ以テ、練習ヲスルコトモ出來マス、此飛行場ヲ先以テ數ヲ増シタイ、英國ノ如キ四百ノ飛行場ヲ持ツテ居ルト言ハレテ居リマス、之ニ對シテ我國ハ、數ニ於テハ約三十分、之ニ對シテ我國ハ、數ニ於テハ約三十分デアル、願クバ此飛行場ヲ増スコトニ付キマシテハ、ドウカ是ハ私ノ申ス柄デハゴザラル如ク、其中真ニ飛行場ト言ッテ宜イモノハ一二ニ過ギマセヌ、是モ極メテ不完全デアル、願クバ此飛行場ヲ増スコトニ付キマシテハ、ドウカ是ハ私ノ申ス柄デハゴザラル如ク、其中真ニ飛行場ト言ッテ宜イモノハ二又ケレドモ、土地收用法ノヤウナコトヲ行ッテ、飛行場ニ適當ダ、必要ダト見ル所ハ、土地收用法ニ依ツテ土地ヲ買上ゲテ、サウシテ設ケルヤウニシタイト思ヒマス、

色ミナ利害關係等ガアツテ混雜ヲ致スヤウニ見受ケマス、是ハ飛行場タケデアリマスガ、次ニ私ノ最モ希望イタシマスコトハ航空競技會、航空競技會ヲ日本ニ開キタイト豫テヨリ希望イタシテ居リマス、我ガ皇紀二千六百年ノ最モ意義アル時期ニ於キマシテ、我ヒハ「オリンピック」ヲ日本デ開キタイト云フコトヲ國民一同望ンデ居ル所デアリマス、「オリンピック」モ成程國際ニ日本ヲ知ラシムル爲ニハ結構デアリマス、體育ニモ結構デアリマスガ、ソレヨリモ私ハ航空競技會ヲ日本ニ開キマシテ、各國ガ粹ヲ集メテ持來ル所ノ飛行機ヲ國民全般ノ眼ニ映ゼシメテ、如何ニ我ミガ努力シナケレバナラ又カト云フコトヲ覺ルベキデアル、マダ今日カラ昭和十五年迄ハ五年間アリマス、五年ト云フ年限ハ短イ時デハアリマセヌ、此間ニ官民力ヲ盡シテ努力奮闘イタシマシタクナラバ、此五年ノ間に各國ト竝ンデ飛ブコトノ出來ナイ筈ハナイト思フノデアリマス、此事ニ付キマシテハ先達テ當議場ヲ煩ハシマシテ、研究機關ヲ今ノ儘デ御満足ガ出来ルカト云フコトヲ政府ニ伺ゾタノデアリマス、ドウシテモ飛行機ノ性能ヲ高メテ數ヲ増シ、此性能ト數トニツ竝ンデ進マナケレバ、眞ノ航空ノ進歩トハ言ハレヌノデアリマス、五年ノ間ハ短クアリマセヌ、今月ノ初メニ參リマシタ英國ノ雑誌ヲ見マシテモ、改良シテ先キヘ參リマシタラ、二年モ經テクスクノ進歩デアル、ソレデ一年以上、二年モ經テバ最早舊式ニナル、年々式ヲ改良バ最早占道具ニナル、サウ云フモノデアリバマスカラ、五年ノ間我ミガ奮發イタシマシ

卷之三

タナラバ、各國ノ間ニ出テ競技ヲスル者ガ必ズ出ナケレバナラヌト思ヒマス、又ソレダケノ努力ヲスル精神ハ我ガ國民ノ間ニ無イ筈アリマセヌ、私ハ是非此事ヲ實現シテ、各國ノ粹ヲ集メタ所ノ飛行機ヲ我ガ帝國ノ空ニ於テ點検ヲスルト云フコトヲ希望イタス者デアリマス、私ハ此意味ニ於キマシテ本案ニ賛成イタス者デアリマス  
○副議長（伯爵松平頼壽君） 水野甚次郎君ノ登壇ヲ望ミマス

（水野甚次郎君演壇ニ登ル）

○水野甚次郎君 私ハ本日只今上程ニナリマシタル民間航空事業促進ニ關スル建議案、此問題ニ對シテ誠心誠意、涙ガ出る程喜ンデ居リマス、而シテ西郷侯爵閣下、浅田男爵閣下ニ對シテ、満腔ノ熱意ト誠意ヲ以テ御禮ヲ申上ゲル次第デアリマス、先程淺田男爵閣下ノ提案ノ理由ニ對スル御説明ヲ聽イテ居リマシテ、ソゾロニ涙ガ出タノデアリマス、又阪谷男爵ノ御演説中、政府ガ爲スペキ所ヲ爲サナイカラ此建議案ヲ出スノ已ムヲ得ナイノデアルト、其通リデアリマス、日本ニ今日缺ケテ居ルモノハ航空事業デアリマシテ、世界ニ冠タル海軍ヲ有シテ居ル帝國ガ、空ノ護リガ缺ケテ居ルガ爲ニ、幾度カ列國ノ侮辱ヲ受ケテ居リマス、「アメリカ」ノ上院議員ハ、昨年ニ於テモ、今年ニ於テモ、帝國ヲ侮辱シテ居ルコトハ新聞ニ常ニ認メテ居リマスル通りデゴザイマシテ、之ヲ見マスル時、之ヲ聞キマスル時ニ、私ハ血液ガ反対ニ流レル程感ジマスノデゴザイマス、何ガ故ニ侮辱ヲ受ケルノデゴザイマセウカ、航空事業ガ、民間航空事業……即チ陸海軍ノ航空事業ガ出來テ居リマシテモ、

此豫備軍デアル在郷航空ノ完備ガ出来テ居  
ナイガ爲ニ、斯ノ如キ侮辱ヲ受ケルノデハ  
ゴザイマスマイカ、最早何事ヲ申ス必要モ  
ゴザイマセヌ、速ニ政府ハ此建議案ニ對シ  
テ、誠意ヲ以テ實行セラルヨリ外ニ、何  
事モ望ム所ハナイノデゴザイマス、固ヨリ  
満場一致ノ御贊成ガアルコト存ジマスル  
ガ、床次遞相ニ對シ再ビ私ハ御願ヲ致シマ  
ス、ニ億圓ト云フ莫大ナル豫算ヲ以テ航空  
交通ノ完備ヲ圖ルト仰セニナリマシタ、併  
シ是ハ十五箇年ノ繼續事業デアルト云フコ  
トヲ感ジマシテ、落膽セザル者ガゴザイマ  
セウカ、十五箇年ヲ十年トシ、十年ヲ五年  
トシ、五年ヲ三年トシテ、先ニ聲明セラレ  
マシタル二億圓ノ航空交通ノ完備ヲ圖ラル  
ベク、床次遞相ニ切ニ御願ヲ致シマス、又  
幸ニ大藏大臣ガオイデニナリマスガ、何物ヲ  
措イテモ此經費ハオ出シニナルベク、國  
家ノ爲ニ御考慮ト御盡力ヲ切ニ御願イタシ  
マシテ、本案ニ贊成イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 他ニ御發言ガ

ゴザイマセヌケレバ、本案ヲ採決ヲ致シマス、本建議案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 全會一致ト認

メマス、議事ノ都合上、是ニテ休憩ヲ致シマス、午後ハ三時ヨリ開會イタシマス

午前十一時二十四分休憩

午後三時二十二分開會

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

本日兩院協議委員議長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

本日兩院協議委員議長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

○副議長(伯爵近衛文麿君) 休憩前ニ引續キ

會議ヲ開キマス、本日委員長ヨリ報告セラレマシタ倉庫業法案ノ第一讀會ノ續ヲ、此際議事日程ニ追加シテ、議事ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

○副議長(伯爵近衛文麿君) 倉庫業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長井上侯爵

倉庫業法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十年三月二十五日

貴族院議長公爵近衛文麿殿 委員長 侯爵井上 三郎

(侯爵井上三郎君演壇ニ登ル)

○侯爵井上三郎君 委員會ノ經過並ニ其結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ四回ニ瓦

リマシテ開會ヲ致シマシタ、商工、農林兩省當局ノ出席ノ下ニ質疑應答ヲ重ねタノデ

ゴザイマスガ、其大要ヲ御報告申上ゲマス、第三條ノ事業計畫等ヲ變更セムトスル場合ノ規定ニ關シマシテ、衆議院ハ政府原案ニ於ケル認可制ヲ届出制ニ修正ヲ致シ、政府ハ理由如何トノ質問ガゴザイマシタ、政府ハ

事業計畫等ハ、第一條認可ノ必須條件デアルカラ、之ヲ變更スル場合ニモ十分ニ之ヲ監督スル必要ガアルカラ、認可制ト致シタノデアルガ、衆議院ニ於ケル論議ノ結果、

右修正ハ立法ノ根本趣旨ニ抵觸スルモノデハナク、法律ノ適切ナル運用ニ依ツテ、大體ニ於テ原案ノ目的ヲ達シ得ルモノト考ヘタルカラ、右修正ニ同意イタシタ次第デアルト

ノ説明デアリマシタ、次ニ届出制トスル時ハ自由ニ變更シ得ルカラ、政府ガ第九條ノ行政處分ニ依ツテ取締ヲ爲スマデノ間ニ於テ、不良ノ營業ヲ爲スノ虞ガアルト思フガ、之ヲ如何ニ監督ラスルカトノ質問ガアリマシタガ、政府ハ命令ニ依ツテ、豫メ定期間前ニ届出ヲ爲サシムル考デアルカラ、

實際上變更スルマデニハ、第九條ニ依ツテ變更ノ禁止、又ハ再變更、其他必要ナル命令ヲ發スルコトガ出來ルカラ差支ハナ

イトノ説明デアリマシタ、次ハ主トシテ營

業倉庫ト農業倉庫トノ相互關係ニ關スル質問デアリマシタ、即チ衆議院ニ於ケル附帶決議中ニ、農業倉庫ニ對シテハ營業倉庫ト同様、若クハ是ト類似ノ商行爲ヲ禁止セラ

レタキ旨ノ條項ガアルガ、之ヲ嚴格ニ厲行スル時ハ、農業倉庫ハ立チ行カヌコトニナルトサレテ居ルガ、所見如何トノ質問ガアリ

マシタ、政府ハ本希望條項ハ法律ノ範圍ヲ逸脱シテ、營利的ニ事業ヲ行フコトヲ禁止シテ貰ヒタイト云フ趣旨デアルト解シテ、

農林、商工兩省十分ニ協調シテ、適切ナル法ノ運用ニ依ツテ、妥當ナル處置ヲ講ジタイト考ヘテ居ルトノ説明デアリマシタ、終リ

農業倉庫ハ各種ノ保護ヲ受ケテ居ルノデアルカラ、其經營ニ依ツテ營業倉庫ヲ不當ニ壓迫スルニ至リハセヌカト云フ質問ガアリ

マシタガ、政府ハ農業倉庫ハ何デモ保管シ得ルノデハナクテ、農業者ノ生産ラシタ穀物、繭、又ハ木炭等特殊ノ物ニ制限サレテ居ルカラ左様ナコトハナイト思フ、要スルニ農業倉庫ト一般營業倉庫トハ各、異リタル使命ト分野トヲ持テ居ルノデアッテ、兩者ハソレゾレ別途ニ健全ナル發達ヲ遂グベ

キモノデアリ、又其餘裕モ十分ニアルト考ヘテ居ルトノ答辯デアリマシタ、續イテ討論ニ移リマシタノデアリマスガ、一委員カ

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵西大路吉光君 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 第二讀會ヲ開キ

○子爵西大路吉光君 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 第二讀會ヲ開キ

○子爵西大路吉光君 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

決スルコトニ決定イタシタ次第デゴザイマス、其希望決議ヲ朗讀イタシマス

商業倉庫ト農業倉庫トハ各々其機能ヲ發揮セシメ相扶ケ相俟ツテ都市及農村ノ經濟發達ニ寄與セシムル様商工、農林兩省ニ於テ適切ナル指導監督ニ努メラレンコトヲ望ム

以上簡單デゴザイマスルガ、御報告申上ダマス

○議長(公爵近衛文麿君) 御質疑ガナケレバ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會ヲ開キ

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會ヲ開キ

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會ヲ開キ

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 賛成

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 第三讀會ヲ開キ

マス、全部第二讀會ノ決議通リテ御異議ゴ

ザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 議事ノ都合上、

七時三十分迄休憩ヲ致シマス、更ニ變更ノ

必要アル場合ニハ、揭示ヲ致シマスカラ御

承知ヲ願ヒマス

午後三時三十二分休憩

○議長(公爵近衛文麿君) 議事ノ都合上、

七時三十分迄休憩ヲ致シマス、更ニ變更ノ

必要アル場合ニハ、揭示ヲ致シマスカラ御

承知ヲ願ヒマス

午後八時五分開議

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

本日衆議院ヨリ左ノ兩院協議會成案ヲ受領

セリ

臨時利得稅法案

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

政府貸付金處理ニ關スル法律案可決報告

右別冊ノ通兩院協議會成案成立セリ依テ

及報告候也

昭和十年三月二十五日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和十年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

昭和十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス

ヲ要スル件(追第一號)

昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル

爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案

昭和八年度第一豫備金

支出ノ件

昭和八年度特別會計第

一豫備金支出ノ件

昭和八年度特別會計豫

備費支出ノ件

昭和八年度滿洲事件第

一豫備金支出ノ件

昭和九年度第二豫備金

支出ノ件

昭和九年度特別會計第

二豫備金支出ノ件

昭和九年度特別會計豫

備金外ニ於テ豫算超過

支出ノ件

同條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

利得金額年千圓未滿ナルトキハ臨時利

得稅ヲ課セズ

第六條ハ貴族院議決案ノ通トス

第九條第一項中「中二千圓ヲ控除シタル

金額」ヲ削リ其ノ他ハ衆議院議決案ノ通

トス

同條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

個人ノ利益ガ一萬圓未滿ナルトキハ前

項ノ超過額中二千圓ヲ控除シタル金額

ヲ以テ前項ノ利得金額トス

個人ノ利益一萬圓以上ナル者ノ利得金

額千圓未滿ナルトキハ臨時利得稅ヲ課

セズ

同條第四項ハ衆議院議決案ノ通トス

第十四條第二號中「利得金額百分ノ

七・五」ヲ「利得金額百分ノ八」ニ改メ同條

ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額方法

人ニ在リテハ利得金額中年千圓ヲ控除

シタル金額、個人ニ在リテハ利得金額

中千圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルト

キハ其ノ超過額ニ相當スル臨時利得稅

ヲ免除ス但シ第九條第二項ニ該當スル

者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

〔侯爵中御門經恭君演壇ニ登ル〕

○侯爵中御門經恭君 只今上程ニナリマシ

タ臨時利得稅法案ニ對スル兩院協議會ノ經

過並ニ結果ニ付キマシテ御報告ヲ申上ゲマ

ス、兩院協議會ハ昨二十四日開會イタシマ

シテ、先づ貴族院ノ再修正ニ對スル說明ガ

アリ、衆議院ヨリソレニ對スル質問ガゴザ

イマシテ、直ニ議案ヲ小委員會ニ移シマシ

テ、作成ヲ致シマシタ成案ハ、本日ノ協議

會ニ於キマシテ全會一致承認イタシタ次第

デゴザイマシテ、兩院協議會ノ案ハ別紙ニ

記載イタシマシテ御配付シテゴザイマス通

リデゴザイマシスガ、茲ニ概要ヲ説明イタ

サウト存ジマス、第一ニ、基準年度ヲ昭和

六年以前二年間トスルカ、三年間トスルカ

ト云フコトニ付キマシテハ、政府原案ハ昭

和六年以前二年間トアリマシタノヲ、衆議

院ニ於テ三箇年ト修正イタサレマシタ、貴

族院ハ之ヲ二年間ト修正シタノデアリマス

ガ、是ハ協議會ニ於テハ衆議院ノ議決案ノ

通り修正スルコトニ致シマシタ、第二ニ、貴

族院ノ利得金額計算ノ場合ニ於キマシテ、

現事業年度ノ利益ガ、既往事業年度ノ平均

利益ヲ超過スル場合ニ於テ、其超過額中二

千圓ヲ控除スルコトヲ廢止スルコトト致シ

マシタ、貴族院案ハ其儘残スコトト致シマ

シタガ、利得金額年千圓未滿デアル時ハ臨

時利得稅ヲ課セザルコトニ致シマシテ、少額利

得者ニハ課稅ヲ致サナイコトニ致シマシ

タ、ソレカラ第三ニハ、個人ノ利得金額計

算ノ場合ニ於キマシテ一律ニ二千圓ヲ控除

スルト云フ規定ヲ廢止イタシマシテ、個人

ノ利益ガ一萬圓未滿デアル時ニ限リ二千圓

ヲ控除ヲ認ムルト云フコトニ致シマシテ、

尙ホ個人ノ利益ガ一萬圓以上ノモノト申シ

マシテモ、其利得金額ガ千圓未滿デアル時

ニハ之ヲ課稅外ニ置キマシテ、少額ノ利得

者ニハ課稅ヲシナイト云フコトニ致シマシ

タ、法人ノ少額利得トノ權衡ヲ圖ルコトト

致シタノデゴザイマス、第四ニハ、個人ノ

税率ハ貴族院案ニ於テモ百分ノ七・五デア

リマシタガ、是ハ協議ノ結果百分ノ八ト改

ムルコトト致シマシタ、尙ホ法人並ニ個人

ノ免稅點ヲ新ニ設ケマシタ關係上、免稅點



要スルモノデアリマス、震災關係ノ貸付金中、關東震災關係貸付金ハ當初貸付額一億七千百八十餘萬圓ニ上ボリマンテ、其大部分ハ昭和三年度マデ無利子デ据置キ、昭和四年度以降三十箇年内ニ元利均等ノ方法ニ依ツテ償還スルコトニナツテ居ツタノデアリマスガ、其償還開始後ノ償還成績ハ甚ダ宜シクアリマセヌ、昭和八年度未迄ニ支拂フベキ元利金五千五百七十餘萬圓中、元利償還ノアツモノハ僅ニ二百三十餘萬圓ニ過ぎマセヌ、差引五千三百四十餘萬圓延滞シテ居ル狀態デアリマシテ、現在尙ホ一億七千八十一萬餘圓ノ元金ガ殘ツテ居ル狀態デゴザイマス、同様丹後、但馬ノ貸付ニ於キマシテモ、其當初貸付額五百十餘萬圓ニ對シ、昭和八年度末マデ支拂フベキ元利金六十九萬餘圓アルニ拘ラズ、支拂済額ハ僅ニ十萬圓ニ過ギズ、差引五十九萬餘圓ノ延滞トナツテ居ル譯デアリマス、ソレデ委員會ニ於キマシテ、是ハ大體ノ質疑ヲ申上ゲマスガ、此質疑モ此震災關係ノ貸付金ニ付キマシテ多ク重ネラレマシテ、其極ク顯著ナモノヲ申シマスト、或ハ何故ニ斯ウ云フ巨額ノ延滞ヲ生ズルニ至ツタカ、又政府ガ毎年斯ウ云フ巨額ノ元利延滞ヲ生ズル事實ニ對シテ漫然之ヲ看過シテ、今日ニ至ツテ斯ウ云フ法律案ヲ提出スルノハ怠慢デハナイカ、又委員會ノ構成及其決議ヲ權威アラシムル爲ノ監督ヲ爲シ來リシヤ、又神社等ニ對スル貸付金ハ之ヲ免除スルヲ適當トセズヤ、又委セル各貸付先ニ對シテハ、内務省ハ如何ナルサナカツタ者ハ、本法ニ依ル條件緩和後ニ於テモ引續キ支拂ヲ爲サザル虞ナキヤ、延滞從來支拂ノ能力ガアルニモ拘ラズ支拂ヲ爲サナカツタ者ハ、本法ニ依ル條件緩和後ニ於

ニ對シマシテ政府ニ於キマシテハ、巨額ノ延滞ヲ生ズルニ至シタ理由ハ種々アルト恩ハレルガ、就中震災ノ創痍十分ニ癒エザルニ、經濟界ノ不況ニ際會シ、地方公共團體ノ財政ガ窮乏シ、爲ニ既定ノ條件ニ依ル支拂ノ困難トナツタコトガ最モ主ナ理由デアルト考ヘル旨、又政府ハ斯カル法案ヲ今日提出シタルコトニ付テハ、或ハモット早ク提出スル方ガ適當デナカツタカト思フ、即チ或程度迄怠慢ノ誇リハ已ムヲ得ナイトシテ甘受スル旨、又本法制定後ハ右債務者ノ資力及財政狀態ニ適應スルヤウニ、條件ノ緩和ヲ爲スコトトナルノデアルカラシテ、從來毎年ノ年賦金ノ多額デアツタ爲メ、一部分ノ支拂能力ガアルニ拘ラズ、全額ノ支拂ヲシナカッタ向モ、將來ハ無理モナク支拂ヒ得ル程度ノ年賦金額ニ改ヌル積リデアルカラ、之ガ償還金ヲ當該公共團體ノ豫算ニ計上スルコトモ容易トナツテ、從テ回収ノ促進ヲ期シ得ル旨、又將來ハ財政狀態ニ應ジタル償還計畫ヲ立テシムルコトヲ得ルカラシテ、内務省ニ於テモ一層地方公共團體ノ財政監督ヲ行フ旨、又神社ニ對スル貸付金ノ免除ニ付キマシテハ、之ヲ免除スルコトハ其影響頗ル大ナルモノガゴゴザイマスルカラ、輕々ニ之ヲ行フコトガ出來マセヌ、又神社ニ對シテハ、窮乏セル地方農村ニ對スルモノト同様、相當程度ノ條件緩和ヲ行フ積リテ、之ニ依リ無理モナク償還ヲ期待シ得ル見込デゴザイマシテ、只今ノ所之ヲ免除ヲナス必要ハ認メナイ、又委員會ノ決議ヲシテ權威アラシムルコトニ付テハ、政府ハ十分ニ考慮ラスル、サウ云フ尙ホ震災關係ノ貸付金ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテハ其轉貸先ヲ含ム貸付先

中、如何ニ努力スルモ財政困難ナルモノニ  
對シマシテハ、本法施行後五箇年間特別ノ  
事情アルモノニ對シテハ、十箇年迄ノ据置  
期間ヲ設ケ、右期間經過後ハ年三分二厘ニ  
利子ヲ引下ゲ、三十箇年間ノ年賦償還ノ方  
法ニ依ツテ之ヲ支拂ヒ、其他ノ貸付金ニ付テ  
モ利子ヲ年三分二厘ニ引下ゲテ、原則トシ  
テ三十箇年間ノ年賦償還トシテ、當初五箇  
年間ハ其年賦額ヲ減額シ、尙ホ總テ延滞セ  
ル元利金ニ付テハ右ノ年賦償還終了後、適  
當ノ期間ニ於テ之ヲ支拂ハシメルト云フヤ  
ウナ附帶決議ガ附イテ居リマシテ、政府モ  
此決議ニ對シテハ原則トシテ同意ヲ表シタ  
ノデゴザイマス、ソレガ大體ノ質問デ、ソレ  
レカラ個々ノモノニ入リマシタ、ソレデ個  
個ノモノヲ申上ゲマスガ、關東震災ニ付キ  
マシテハ、關東震災ノ貸付金ハ非常ニ取レ  
ナイモノガ多イガ、是ハ取レナイモノニ對  
シテハ法律案ヲ出シテ處理スルカト云フ質  
問ニ對シテ、政府ハ今ノ所ハ元本ヲ免除ス  
ルト云フ考ハナイ、個々ノ事情ニ依ツテソレ  
ヲ決定スルヨリ外ニナイ、併シ其貸付金ノ  
中ニハ債務者ニ誠意ノナイモノモアルカ  
ラ、斯ウ云フモノニ付テハ取ルコトヲ、政  
府ニ納メルコトヲスルヤウニ努力ヲスル  
リダ、斯ウ云フコトデゴザイマス、又はハ  
只今モゴザイマシタガ、更ニ詳細ニアッタノ  
デゴザイマスガ、政府ハ衆議院ノ附帶決議  
ニ同意カドウカト云フコトガアリマシタ  
ガ、是ハ今申上ゲタ通り、政府ノ答ハ原則  
トシテ異議ガナイ、斯ウ云フコトデアリマ  
ス、ソレカラ附帶決議ノ中ニ財政困難ナ地  
方ト云フコトガアルノデアリマスガ、是ハ  
何カ、是ハ財政困難ナ地方ト云フコトヘ何  
デアルカト云フコトハ、財政ノ實情ヲ見テ

決定スル外ハナイ、サウ云フヤウニシテ決メヤウ、ソレカラ尙ホ斯ウ云フ法律ヲ出シタバカリデ借金ガ取レルモノカ、借金ヲ取ラウト云フノハソレく、經濟上ノ事情ガアルノダカラ、法律一つ出シテ取レルモノナラ極メテ宜シイノダケレドモ、ソンナコトガ出來ルカ、斯ウ云フ御質問ガアッタガ、ソレニ對シマシテハ、法律ヲ出シテドウシテモ拂ハレナイヤウナ借金ヲ背負ハシテ置イタナラバ、ドウモ拂ヒタクテモ多少ドウモ拂フ考モ薄クナルケレドモ、斯ウ云フ法律ヲ出ス以上ハ本氣ニナッテ拂フ者モアルダラウ、又地方團體ニ依テハ増稅スル餘地モアルカラシテ、サウ云フヤウナコトヲ考ヘテ拂ハセルコトガ出來ルヤウニナル、尙ホ、何カソレデハ支拂其他ノ手續ヲ變ヘル考ガアルカト云フ質問ニ對シテハ、別ニ手續ヲ考ヘタコトハナイガ、斯ウ云フ風ニヤレバ、公共團體ノ豫算ニ之ヲ掲ゲルコトガ出來ルコトニナルカラ、ソレダケデモ返スコトヲ促進スルコトニナラウ、斯ウ云フ御答デゴザイマシタ、ソレカラ又利率ハ引下ルカドウカト云フ御問ニ對シテハ、貸付當時ヘ相當デアッタサウデアルガ、利率ハ今ノ現狀デハ高過ギルカラニ之ニ付テハ相當考慮ラシヤウ、斯ウ云フ答ガアリマシタ、尙ホ衆議院ノ附帶決議ノ趣旨ニモサウ云フコトガ書イテアルカラ、ソレヲ尊重ラシヤウ、斯ウ云フコトデアリマス、ソレカラ尙ホ利率ヲ引下げるベソレデハ償還ガ遲レハシナイカ、例ヘバ個人ニ對シテモ一割ノ借金ト五分ノ借金ガアレバ、誰ガ考ヘタテ一割ノ借金ノ方ヲ先ニ拂フヤウニナル、斯ウ云フ風ニ引下ゲタ結果コンナ安イモノハ放ツテ置イテモ宜イト云フヤウナコトニナリハシナイカ、此

質問ニ對シマシテハ、今ノ條件ハ非常ニ苦  
シイ爲ニチヨット償還ガ出來ナインダカラ、  
之ニ依テ償還ヲ容易ニスルコトニシタナ  
ラバ、償還ヲ自然促進スルコトノ結果ニナ  
ラウ、斯ウ云フ是ハ御答ノマンマノ紹介デ  
アル、ソレカラ次ニ海外邦人ノ貸付金ニ對  
シマシテハ、青島ノ貸付金ニ付キマシテハ  
何カ條件緩和ノ申出ガアツカドウカ、斯ウ  
云フ御尋、ソレニ對シテハ、條件ノ緩和ハ  
請求シテ來タ、此法律ガ通ツクラバ能ク審  
議シテ相當ナモノニシヤウ、ソレカラ又青  
島ノ貸付金ニ付キマシテ、延滞ノ場合ニ付  
テハ何カ條件ガアツカ、是ハ何モ條件ガナ  
イ、ソレカラ朝鮮總督府ノ貸付金ニ對シマ  
シテハ、是ノ中ノ一部ハ東亞勸業ヲ通ジテ  
貸シテ居ルガ、餘リ成績ガ好クナイ、會社  
ヲ通ジテ貸シタ云フノハ、ドウ云フ譯デ  
シタカト云フ話デゴザイマス、之ニ付テハ  
滿鐵ノ傍系會社デアルカラ滿鐵カラモ貸付  
ケサセル、ソレデアルカラ此方ノ會社ニモ  
カラ、是ハサウ云フ約束ハ少シモナイト云  
フ御答デゴザイマス、次ニソレデハ此貸付金  
ガ取レナケレバ滿鐵ガ代ツチ政府ニ拂フノ  
カ、ソラセルト云フコトニシタノダ、斯ウ云フ  
トデ、要スルニ其朝鮮ノ方ノ貸付金ニ付テ  
答、又此東亞勸業ノ營業狀態ハ其後ドウ  
ナツカカ、此御尋ニ對シテハ、成績ハ好クナ  
イガ資產ハ相當ニ持ツテ居ルノダト云フコ  
トデ、要スルニ其朝鮮ノ方ノ貸付金ニ付テ  
ハ現在ハ問題ハナイト云フコト、次ニ臺灣  
ノ貸付金ニ付テノ御尋ニ對シテハ、政府ハ  
ドウモ臺灣ノ此水利事業ハ初ハ旨ク行カナ  
カツカレドモ、今ハ大分改善サレテ來テ、條  
件ヲ相當緩和スレバ是ハ拂フコトガ出來ル  
ダラウ、ソレカラ關東州ノ貸付金ノ狀態ノ

族院議事速記録第二十三號 政府貸付金處理ニ關スル法律案 第二讀會  
ト云フ御答デゴザイマス、ソレカラ其他貸付金ト云フモノガゴザイマス、是ハ丹後ヤ山陰其他關東ノ災害貸付金ト横濱ノ永代借地權整理及沖繩縣財政整理貸付金、斯フ云フヤウナモノヲ含ンデ居リマス、其質問ガアツカコトニ對シテ政府ノ御答ハ、丹後ヤ山陰ノ震災關係ノ貸付金ハ成績ガ好クナイ、餘リ好クナイ、ソレカラ横濱市及沖繩縣ノ分モドウモ餘リ面白クナイ、其他完納サレル見込ナル、以上ハ歲出ニ依リマス貸付金デゴザイマスガ、歲出ニ依ラザル分ニ付テモ質問ガゴザイマシタ、即チ製鐵原料貸付金ニ付キマシテハ是ハドウ云フ風ニ處理ヲスル積リカト云フ御尋ニ對シテ、差當リ是ハ本法ニ依ッテ條件緩和ノ必要ヲ認メナイト云フコトデゴザイマシタ、是ハ其前ノ大體ノ御質問ノ時ニ其事ハ出マシタ、斯フ云フモノハ日本製鐵會社デ拂ハシタラドウカト云フコトデゴザイマシタガ、何分斯ウ云フヤウナ債權ダカラ、サウ云フモノニ持ッテ行クコトニシナイ方ガ宜カラウ、先ヅ一般會計ニ置イテオイタ方ガ宜イト云フコトニシタ、斯ウ云フ御説明ガゴザイマシタ、ソレカラ震災手形ニ付テハドンナ風デアルカ、是ハドウ處理スル積リデアルカト云フ御問ヒニ對シテハ、是ハ震災手形ノ貸付金ハ大體成績ハ良好デアルカ、別ニ緩和ノ必要ガナカラウ、斯ウ云フ御答デゴザイマシタ、ソレカラ韓國政府ノ舊韓國銀行ニ對スル貸付金、木浦府ニ對スル水道工事資金貸付金、清津府ニ對スル

埋立工事資金、斯ウ云フヤウナモノデゴザ尙ホ最後ニ政府ハ斯ウ云フコトヲヤルニ付テ、ドレヲドレダケ負ケルトカ、何處ヲドウ條件ヲ緩和スルト云フコトハ一切議員ニハ説明ハシナイ、唯之ヲ緩和スルト云フダケノコトヲ言ツテ居ル、ソレデアルノダカラ誠ニ我ミ之ヲ協贊ニ苦ムノダ、一々其内容條件ヲ出しシテ、是ハ是ダケ負ケマス、國民ノ負擔ハ是ダケ増加イタシマス、斯ウ云フ風ニ公平ニヤリマス、斯ウ云フヤウナコトヲ言ツテ吳レバ、又ヤル途モアルケレドモ、ドウスルカ分ラヌ、兎ニ角負ケテヤルノカラ委シテ吳レ、誠ニ茫漠タルモノデ、我モ審議ニ苦ムノデゴザイマスガ、マア何分ソレ以上申サレナイノデ、已ムヲ得マセヌノデ、或一委員ヨリ斯ウ云フ質問ガ出タ、今度委員會ガ出來ルケレドモ、此委員會ノ組織等ニ付キマシテハ、能ク考ヘ、又其ヤリ方ニ付テモ十分旨クヤッテ、サウシテ能ク其目的ヲ達スルヤウニ、政府デハ努力シテ貢ヒタイ、政府モ其趣旨ヲ諒シマシテ、誠ニ斯ウ云フヤウナ異様ナ協贊ヲ議會ニ御願スル譯デアルカラ、其點ニ付テハ篤ト考慮シヤウト云フコトデゴザイマシタ、又青島ト濟南ノ貸付金ニ付キマシテハ、是ハ特ニ特別ナ性質ノモノデアル、鐵砲ヲ擊ッテシマヘバソレダケデ濟ムモノヲ、斯ウ云フ風ニ貸付ヲシタ事情モアルカラ政府ハ、特ニ好意ヲ持テ見テ貰ヒタイ、之ニ付キマシテハ政府モノ整理及ビ是ガ回収ヲ促進スルト共ニ、地方法ニ密議ヲ致シマシタ結果、斯ウ云フ法律ヲ制定イタシマシタコトハ、政府貸付金ムヲ得ザルモノダト見テ可決スペキモノト

○議長(公爵近衛文麿君) 全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 直ニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 全部、委員長ノ報告付先ニ對スル條件ノ緩和ニ付テハ、一團體ニ偏スルコトナク公正ニ行フコトヲ必要ト認メマシタノデ、次ノ如キ希望決議ヲ附ケマシタ、又政府モ此趣旨ニ依ッテ善處スルト云フコトヲ申サレマシタ、即チ此希望決議ヲ附シテ之ガ可決ヲ致シマシタ、其希望決議ヲ此處デ朗讀イタシマス

政府貸付金ハ國民負擔ニヨルモノナルニ鑑ミ政府ハ宜シク本法施行ニ際シテハ慎重ナル調査ヲ行ヒ實情ニ即シタル整理方法ヲ講シ以テ國民負擔ノ公平ヲ期スルコトニ留意シ且委員會ノ組織權限及委員ノ選定ニ關シ善處アランコトヲ望ム斯ウ云フ希望決議ヲ附ケマシテ、ソレデ全會一致ヲ以テ可決ニナリマシタ、以上御報告申上ゲマス

○議長(公爵近衛文麿君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

又開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認  
スマス

○議長(公爵近衛文麿君) 全部、第一讀會

ノ決議通リデ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認  
スマス

○議長(公爵近衛文麿君) 本日衆議院ヨリ

送付セラレマシタ昭和八年度第一豫備金支  
出ノ件ノ事後承諾ヲ求ムル件ニ付キマシテ、

其大體ノ説明ヲ致シマス、昭和八年度第一

豫備金ノ豫算額ハ六百萬圓デアリマスル  
ガ、昭和八年勅令第二百二十七號ニ依リ第

一豫備金ヨリ補充イタシタル主ナル事  
項ハ、軍事救護費、離現役手當、受託修造  
費、刑務所收容費等デアリマシテ、其總額

ハ五百九十三萬七千三百四十四圓デアリマ  
ス、各特別會計ニ於キマシテモ、其第一豫  
備金又ハ豫備費ヨリ豫算超過ノ支出ヲ爲シ  
タルモノガアリマス、次ニ昭和八年度滿洲

事件第一豫備金支出ニ付テ申上ゲマス、昭  
和八年度滿洲事件第一豫備金ノ豫算額ハ二  
千萬圓デアリマスルガ、昭和八年勅令第二百

二十七號ニ依リ滿洲事件費ニ補充イタシマ  
シタル金額ハ、千九百九十八萬二千八百六  
十二圓デアリマス、次ニ昭和九年度第二豫  
備金支出ニ付テ申上ゲマス、昭和九年度第

二豫備金ノ豫算額ハ八百萬圓デアリマシ  
テ、其支出ノ主ナル事項ヲ舉ゲマスレバ、日  
本蘭領東印度通商會議委員派遣費、艦船損  
傷復舊費、養蠶應急施設助成金及函館市其  
他各地ニ於ケル火災、風水害其他ニ因ル復  
舊費等デアリマシテ、其總額ハ五百二十九

件 昭和八年度第一豫備金支出ノ件  
昭和八年度特別會計第一豫備金支出ノ件  
昭和九年度第一豫備金支出ノ件

昭和九年度第二豫備金支出ノ件  
昭和九年度特別會計第一豫備金支出ノ件  
昭和九年度特別會計豫備金外ニ於テ豫  
算超過支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)

右本院ニ於テ承諾スヘキモノト議決セリ

因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十年三月二十五日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

(國務大臣高橋是清君登ル)

○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリ

マシタ昭和八年度第一豫備金支出外六件ニ  
關スル事後承諾ヲ求ムル件ニ付キマシテ、

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマ  
ス

〔小林書記官朗讀〕

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

昭和十年度歲入歲出總豫算追加案(第一  
號)、昭和十年度各特別會計歲入歲出豫算  
追加案(特第二號)、豫算外國庫ノ負擔ト  
ナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一  
號)可決報告書

ス

〔伯爵柳澤保惠君演壇登ル〕

○伯爵柳澤保惠君 只今述ベラレマシタル

三案ニ付キマシテ、議事日程ヲ追加變更セ  
ラレテ上程セラレムコトヲ望ミマス

○伯爵柳澤保惠君演壇登ル

○伯爵柳澤保惠君 只今日程ニ上ボリマシ

タル三案ニ付テ、委員會ノ經過竝ニ結果

ヲ申上ゲマス、先づ第一ニハ、第二號

昭和十年度歲入歲出總豫算追加、是ニ於キ

マシテハ歲入歲出共各、二千百四十四萬七

千八百五十二圓デゴザイマス、財源ハ公債

ニ依ルノデアリマス、歲出ノ巨額ノモノヲ

申上ゲマスルト、大藏省ノ分デ國庫豫備金

ノ增加千五百萬圓、是ハ經營費デアリマス、  
其他百萬圓以上ノモノヲ申上ゲマスルト、

經常ト臨時ヲ合セマシテ、內務省ガ約八

十餘萬、文部省ガ百六十餘萬、農林省ガ百

九十餘萬、大藏省、司法省、遞信省、拓務省

ニハ百萬以上ゴザイマセヌ、此七省ニ瓦

リマシテ六百四十四萬餘圓支出ガアルノデ

アリマス、大藏大臣ハ此中、殊ニ内閣審議

會及ビ内閣調査局ニ付テノ説明ガゴザイマ

シテ、特第一號ノ十年度追加豫算ニ於キマ

シテハ、大藏、文部、鐵道、拓務ノ各省ニ

跨ツテ居リマス、此歲入モ公債ニ依ルノデア

於キマシテモ、其第二豫備金ヲ以テ豫算外  
ノ支出ヲ爲シタルモノト、豫備金外ニ於テ

其歲入金ヲ以テ豫算超過ノ支出ヲ爲シタル  
モノトガアリマス、何卒御審議ノ上承諾ヲ

與ヘラレンコトヲ望ミマス

案外三件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 別ニ御質疑ガナ  
ケレバ、各件ハ之ヲ酒造組合法中改正法律

案外三件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマ  
ス

〔小林書記官朗讀〕

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

昭和十年度歲入歲出總豫算追加案(第一  
號)、昭和十年度各特別會計歲入歲出豫算  
追加案(特第二號)、豫算外國庫ノ負擔ト  
ナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一  
號)可決報告書

ス

〔伯爵柳澤保惠君演壇登ル〕

○伯爵柳澤保惠君 只今日程ニ上ボリマシ

タル三案ニ付テ、委員會ノ經過竝ニ結果

ヲ申上ゲマス、先づ第一ニハ、第二號

昭和十年度歲入歲出總豫算追加、是ニ於キ

マシテハ歲入歲出共各、二千百四十四萬七

千八百五十二圓デゴザイマス、財源ハ公債

ニ依ルノデアリマス、歲出ノ巨額ノモノヲ

申上ゲマスルト、大藏省ノ分デ國庫豫備金

ノ增加千五百萬圓、是ハ經營費デアリマス、  
其他百萬圓以上ゴザイマセヌ、此七省ニ瓦

リマシテ六百四十四萬餘圓支出ガアルノデ

アリマス、大藏大臣ハ此中、殊ニ内閣審議

會及ビ内閣調査局ニ付テノ説明ガゴザイマ

シテ、特第一號ノ十年度追加豫算ニ於キマ

シテハ、大藏、文部、鐵道、拓務ノ各省ニ

跨ツテ居リマス、此歲入モ公債ニ依ルノデア

メマス、委員長柳澤伯爵

一昭和十年度歲入歲出總豫算追加案(第  
二號)

二昭和十年度各特別會計歲入歲出豫算追  
加案(特第二號)

一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲  
スヲ要スル件(追第一號)

右衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ  
テ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ  
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和十年三月二十五日

委員長 伯爵柳澤 保惠

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔伯爵柳澤保惠君演壇登ル〕

昭和十年三月二十五日

昭和十年三月二十五日

委員長 伯爵柳澤 保惠

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔伯爵柳澤保惠君演壇登ル〕

昭和十年三月二十五日

委員長 伯爵柳澤 保惠

貴族院議長公爵近衛文麿殿

リマス、其額ガ二千四百九十四萬七千八百五十二圓、其支出ハ一般會計ト鐵道特別會計ニ繰入レルノデゴザイマス、百萬以上ノ支出ヲ申上ゲマスルト、鐵道省デ鐵道建築費ガ三百五十萬圓、拓務省デ朝鮮總督府、經常ト臨時ヲ合セマシテ、百八十九萬五千七百五十圓、之ニ對スル歲入ハ前年度ノ剩餘金繰入デゴザイマス、臺灣デヘ前年度剩餘金繰入デ百十五萬五千五百八十六圓、此歲出モ同一デアリマス、何レモ必要已ムヲ得ザル經費デゴザイマス、此中問題ニナラウト思ヒマシタノガ、第二豫備金支出ノ一千五百萬圓デゴザイマシタガ

〔副議長伯爵松平賴壽君議長席ニ著ク〕

之ニ付テハ何等ノ説明モゴザイマセヌデシタ、追第一號デハ、一般會計デ四省、特別會計デ二省ニ跨テ居リマス、別ニ大シテ申上ゲルコトハゴザイマセヌ、是ハ分科ニ付セズシテ委員會ニ於テ審議スルコトニ相成リマシタ、之ニ對シテハ何等質問モ出マセヌ、尤モ此豫算、内閣審議會ノ方ト豫備金支出ノコトハ曾テ本委員會ニ於テ質問ガゴザイマシタ、今度ハ何モゴザイマセヌ、ソレ討論ニ入りマシテ、委員ヨリ斯様ニ申サレマシタ、會期切迫ノ際、諸法案ノ停頓セルノハ誠ニ遺憾デアルト先づ申サレマシテ、ソレデ其次ニ斯様ニ申サレマシタ、今回追加豫算ヲ以テ第二豫備金ヲ追加要求セラレタルハ穩當ヲ缺クノ嫌ナキニアラザルモ、諸般ノ事情ニ照シ已ムヲ得ザルモノアルモノト認ムルヲ以テ、之ニ賛成ノ意ヲ表スルモ、斯ノ如キハ將來ノ先例タルヲ不適當ト認ムルヲ以テ、政府ハ此點ニ付テ特ニ留意セラレンコトヲ希望イタシテ置キマスト申サレマシタ、之ニ對シテハ、別ニ政府

ヨリハ何等ノ發言モゴザイマセヌ、ソレデシマシタ、右申上ゲマス  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、小林嘉平治君

〔小林嘉平治君演壇ニ登ル〕  
○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガ斯ノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前任ノ際ニ其コトヲ強調シテ居ラッジヤルノ内閣ノ政策ヲ踏襲シテ現レタ内閣デアリマス、併シ世ノ中ニ是ハ不思議ナ現象デアリマスガ、之ニハ私實ニ敬服シテ居

ス、岡田總理大臣初メ、殊ニ高橋藏相ハ就任ノ際ニ其コトヲ強調シテ居ラッジヤルノ内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

農ハ國ノ本デアル、此農村問題ヲ解決スル

ト云フコトガ一大使命デアッタノデアリマス、又我ニモ其積リデ此議會ニ臨ンデ居リ

シマシタ、シマシタ、右申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御

断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋

藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガスノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ

方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コン

クリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、

而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言

フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

農ハ國ノ本デアル、此農村問題ヲ解決スル

ニ致シマセヌガ、此米穀自治管理法案ガスカル状態ニ置カレテアル、我ニ貴族院議員ハ

シマシタ、右申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御

断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋

藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガスノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ

方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コン

クリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、

而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言

フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

農ハ國ノ本デアル、此農村問題ヲ解決スル

ニ致シマセヌガ、此米穀自治管理法案ガスカル状態ニ置カレテアル、我ニ貴族院議員ハ

シマシタ、右申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御

断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋

藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガスノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ

方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コン

クリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、

而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言

フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

農ハ國ノ本デアル、此農村問題ヲ解決スル

ニ致シマセヌガ、此米穀自治管理法案ガスカル状態ニ置カレテアル、我ニ貴族院議員ハ

シマシタ、右申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御

断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋

藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガスノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ

方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コン

クリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、

而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言

フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

農ハ國ノ本デアル、此農村問題ヲ解決スル

ニ致シマセヌガ、此米穀自治管理法案ガスカル状態ニ置カレテアル、我ニ貴族院議員ハ

シマシタ、右申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御

断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋

藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガスノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ

方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コン

クリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、

而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言

フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

農ハ國ノ本デアル、此農村問題ヲ解決スル

ニ致シマセヌガ、此米穀自治管理法案ガスカル状態ニ置カレテアル、我ニ貴族院議員ハ

シマシタ、右申上ゲマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

○小林嘉平治君 私ハ此演壇ニ立ツ前ニ御

断リヲシテ置カヌラヌコトガ一ツアリマス、曾テ大臣ニ對スル質疑ノ際ニ、義ノ齋

藤内閣ハ鐵筋「コンクリート」内閣ト稱シタガスノ如ク演レタト云フコトヲ仰セラレタ

方ガアリマス、義ノ齋藤内閣ニ鐵筋「コン

クリート」内閣ト稱シタノハ私デアリマス、

而モ私ハ只今ノ御話ニ依ツテ頭ヲ下ゲル者

デヤアリマセヌ、私ハ更ニ附ケ加ヘテ言

フ、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

内閣ハ倒レマシタガ、今現レタ内閣ハ、前

ス、是ハ不死身内閣デアル、如何ニモ齋藤

問題ニ觸レマシテ質問ヲ繰返シマシタノモ、陸軍省トシテ、斯カル「パンフレット」ヲ出サレルト云フコトハ、形式ノ上ニ餘り感心シリマス、先刻申上ゲタヤウナ貴族院ノ情勢、又國民ガ何ヲ期待シテ居ルカト云フコトヲ御考へ下サルナラバ茲ニ再考ヲ煩シタイ、議會モ衆議院ハ解散ニナラザル以上ハ同ジ残ス所三時間デハ恐ラク握潰シニナルデアラウト思フ、ドウカノ次ノ議會ニ於テ、次ノ方ミノ集リデアリマス、我ミモ亦然リ、必ズ通リマス、ドウカアノ三法案ヲ其儘御提案アラムコトヲ切ニ望ンデ置キマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 他ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ討論ニ移リマス、松村義一君

〔松村義一君演壇ニ登ル〕

○松村義一君 水ハ飲ミマシタガ極ク簡單ニ申上ゲマス、私ハ追加豫算案ニ賛成ヲ致スモノデゴザイマス、贊成ヲ致シマスニ付キマシテハ、二ツノ希望ガアルノデアリマス、希望ト申シマシテモ、此コトハ寧ロ政府ガ爲サネバナラヌコトト考ヘルノデゴザイマスルガ故ニ、要求トモ申スペキ強イ希望デゴザイマス、其一つハ、先程豫算委員長カラモ御報告ニナリマシタコトト同ジデゴザイマスルガ、政府ガ今回追加豫算案ニ豫備金千五百萬圓ヲ計上セラレマシタコトハ、極メテ不穩當、不都合デアルト考ヘルノデアリマス、政府ハ右第二豫備金ノ計上ハ所謂衆議院ニ於ケル爆弾決議ニ對スル妥協デハナイト言ハレテ居ルノデゴザイマス、併シ農村問題ニ向テ、斯ク忠實ニ考慮ヲ廻ラシテ居ルト云フコトニ、敬意ヲ表シテアノ程度ニ止メテ置イタノデアリマス、先刻申上ゲタヤウナ貴族院ノ情勢、又國民ガ何ヲ期待シテ居ルカト云フコトヲ御考へ下サルナラバ茲ニ再考ヲ煩シタイ、議會モ衆議院ハ解散ニナラザル以上ハ同ジ残ス所三時間デハ恐ラク握潰シニナルデアラウト思フ、ドウカノ次ノ議會ニ於テ、次ノ方ミノ集リデアリマス、我ミモ亦然リ、必ズ通リマス、ドウカアノ三法案ヲ其儘御提案アラムコトヲ切ニ望ンデ置キマス

警察制度ヲ改正サレマシタ時ニ、何等紀綱ニ於テ案レタ所ハナイ、斯ウ云フ御答ガアツタト同ジヤウニ、全然鳥ヲ驚ト言ヒ、馬ヲ鹿ト言フモノト同様デアルト思フノデアリマス、政府ノ考デハ豫備金ヲ追加シタイト云フコトハ從來政府當局ノ頭ニアルコトデアル、從テ其考ニ依ツテ千五百萬圓ヲ追加シタノデアルガ故ニ、是ハ自カラノ考デアツテ、妥協デハナイ、斯ウ言ハレルノデアリルカモ存ジマセヌケレドモ、若シモ全ク從來政府當局ガ考ヘテ居ラレナカッタコトヲ完全ニ爆弾ノ決議ニ依ツテナサレタモノトシマシタナラバ、ソレハ妥協デハナクシテ盲従デアルノデゴザイマス、私ハ盲従テハナイ、政府ニモ少シ豫備金ヲ増加シタイ考ハオアリニナツタノデゴザイマセウ、同時ニ根本ヲ尋ネマスト云フト、爆弾決議ニ依ツテ其政府ノ考ヲ現ハサレタノデアリマス、ガ故ニ之ヲ妥協ト申スノデアリマス、之ヲ妥協ニアラズ、自ラノ考ナリト言ハルコトハ、是ハ餘り人ヲ愚ニシタ御答デアル、斯ノ如キ御答辯ガ重ネラレマスガ故ニ、内閣ノ信賴ハ益々薄ラグダケデアルノデアリマス併ナガラ私ハ妥協ソレ自身ガ必シモ常ニ惡イコトデアルトハ申サヌノデアリマス、政府ガ政黨ト妥協ヲセラレテ、其結果國家ニ有益ナルコトヲ爲サレマシタナラバ極メテ適當デアラウト思フノデアリマス、妥協ノ結果若モ國家ニ不利益ナルコト、不當ナルコトヲ爲サレタナラバ、ソレハ斷ジテ許ス譲ト言ハレテ居ルノデアリマス、即チ國家ニイカヌ問題デアルト思フノデアリマス、而シテ今回第二豫備金千五百萬圓ヲ追加サレマシタコトハ、政府自ラモ不穩當デアルト言ハレテ居ルノデアリマス、即チ國家ニ

ノ結果國家ニ不利益ナルコトヲ爲サレタル  
マス、會計法第三十五條ニ依リマスルト、  
避クベカラザル經費ニ非ザレバ追加豫算ハ  
出來ナイノデアリマス、而モ是ハ法律ニ依  
ルカ、或ハ契約ニ依ル費用ニ不足ヲ生ジタ  
場合ト併立シテ書イテアリマシテ、嚴正ニ  
考ヘナケレバナラヌノデアリマス、若モ避  
クベカラザル經費トシテ豫備金ヲ追加スル  
必要アリトシタナラバ、政府ハ總豫算編成  
ノ前ニ其氣ガ付カレナケレバナラヌノデア  
リマス、政府ノ豫備金追加ノ説明ニ依リマ  
スレバ、昨年災害ガアツタ、更ニ來年災害ガ  
アルナラバ昨年災害ヲ被ッタ都市ハ十分ニ  
資力ヲ回復シテ居ラヌガ故ニ、之ヲ救濟ス  
ルニハ非常ニ金ヲ要スル、其用意ノ爲ニ豫  
備金ヲ追加スルト言ハレルノデゴザイマス  
ガ、然ラバ其コトハ昨年ノ總豫算ノ編成前  
ニ政府ハ氣ガ付イテ居ラナケレバナラヌ所  
デアルノデアリマス、殊ニ大藏大臣ハ熟達  
ノ政治家デアラセラレルノデアリマス、大  
藏省ニハ優秀ノ官吏ガ澤山居ラレル、ソレ  
等ノ人ガ若モ避クベカラザル經費デアルト  
シタナラバ、總豫算編成ノ前ニ氣ガ付カレナ  
ケレバナラヌノデアリマス、ソレヲ其時ハ  
爲サズシテ追加豫算ニ依シタト云フコトゾ  
レ自身ガ、既ニ妥協ノ結果デアルト云フコ  
トヲ明ニ證明スルモノデアリ、極メテ不穩  
當デアルト申サナケレバナラヌノデアリマ  
ス、今回ハ四圍ノ事情ニ依リマシテ、私ハ  
已ムヲ得ズ此豫算ニ贊成ヲ致スノデゴザイ  
マスガ、將來斷ジテ斯ノ如キ惡例ヲ再び繰  
返サザルヤウ、切ニ御警告ヲ申上ゲル、強  
イ希望ヲ申上ゲルノデアリマス、其次ハ豫  
算ニハ直接關係ハアリマセヌガ、既ニ議會

ハ將ニ終ラムトスルノデゴザイマスカラ、此際希望ヲ申上ダタイト思フノデゴザイマス、治安維持法ノ改正案竝ニ不法團結取締法案ハ遂ニ衆議院ガ審議未了ニナラムトスルヤウデゴザイマシテ、貴族院ニハ廻ツテ參ラナイヤウデアルノデアリマス、昨年治安維持法ノ改正案ガ議會ニ提出セラレマシテ、衆議院ニ於キマシテハ希望決議ガ附セラレタヤウデアリマス、又貴族院ニ於キマシテハ之ヲ修正可決イタシマシタ、今回政府ニ於カレマシテハ昨年ノ衆議院ノ希望決議ニ副フヤウニ、又昨年ノ我ガ貴族院ノ修正決議ノ趣旨ニ副フヤウニ案ヲ御作リナリマシテ、治安維持法ノ改正案ト、不法團結取締法案ヲ御提出ニナックノデアリマス、其御提出ノ時期ハ極メテ遲カツタコトヲ遺憾ト致スノデゴザイマスルケレドモ、免ニ角兩院ノ意見ヲ尊重シテ御出シニナックノデアリマス、ソレガ今日衆議院ニ於キマシテ審議未了ニ相成リ、貴族院ニ廻付ニナラヌト云フコトハ、誠ニ遺憾ニ存ズルノデアリマス、併ナガラ今斯ノ如キコトヲ申シマシテモ何トモ致方ゴザイマセヌガ、要ハ明年必ズ治安維持法改正案竝ニ不法團結取締法案ノ趣旨ニ副フ法律案、此二ツノモノヲ御提出ニナルヤウニ、司法大臣竝ニ内務大臣ニ御願ヲ申上ダルノデゴザイマス、既ニ今日ハ……今回ハ法律案トシテ出来上ツタノデゴザイマスカラ、尙ホ之ニ對シテ相當御研究ナサル、再研究ナサル必要ハアラウト存ジマスルケレドモ、一旦モウ出來上ツタモノデゴザイマスカラ、今回ハサウ長イ御研究ノ日子ハ要セヌト思フノデゴザイマス、ドウカ今年ノ如ク遲ク御提出ニナラヌヤウニ、早ク議會ニ御提出ニナラムコトヲ

切ニ希望イタシタイノデゴザイマス、而シ  
テ其案が出來マス迄、是ヨリ暴力ノ取締ニ  
付キマシテ、最モ嚴正ナル御取締ヲ御願ヒ  
申上ゲタイノデアリマス、公正ニシテ峻厳  
ナル御取締ヲ御願ヒ申上ゲタイノデアリマ  
ス、苟モ法ノ許サザル暴力デゴザイマスル  
以上ハ、ソレガ左傾デアリマスルト、中正  
ノ派デアルト、右傾ノ派デアルト、何人タ  
ルトハ間ハヌノデゴザイマス、嚴重ニ取締  
ラナケレバナラヌノデゴザイマス、先日ハ  
一木樞密院議長ノ宅ニ暴漢ガ闖入イタシタ  
ト云フコトヲ新聞デ拜見フ致シマシタ、時  
恰モ同家ニ於キマシテハ、夫人ガ逝去セラ  
レマシテ哀愁ノ裡ニアッタノデアリマス、  
而モ弔問客ハ殺到シテ、皆哀愁ノ氣ニ鎖サ  
サレテ居タノデゴザイマス、其雰圍氣ニ於  
テ暴漢ガ闖入ラシテ亂暴狼藉ヲ働イタノデ  
ゴザイマス、暴力ハ既ニ許スベカラザルモ  
ノデゴザイマスルガ、斯ノ如キ際ニ暴力ヲ  
爲スト云フコトハ、我國古來ノ武士道カラ考  
ヘマスルト云フト唾棄スペキコトデアルト  
思フノデゴザイマス、法律上許スベカラザ  
ルノミナラズ德義上言語道斷デアルト思フ  
ノデゴザイマス、如何ニモ卑劣千萬デアル  
ト私ハ考ヘルノデゴザイマス、斯ノ如キ暴  
力スラ帝都ニ於テ行ハレマスルコトハ誠ニ  
残念千萬デアルノゴザイマス、政府ハ一段  
ト誠意ヲ披瀝シテ、熱意ヲ以テ、暴力ガ再  
ビ起ル餘地ノナイヤウニ御取締ヲ御願申上  
ゲタインデゴザイマス、既ニ議會ハ終ラム  
トスルノデゴザリマスルガ、今日マデノ議  
會中ノ成果ヲ見マスルト、如何ニモ政府ハ怠  
慢デアリ、無力デアッタノデゴザイマス、私  
共傍デ見テ情ケナイヤウナ感ジヲ持ツコト  
屢々アッタノデゴザイマス、而シテ議會ニ於

キマシテハ、衆議院ハ極メテ不成績デアッタ  
ト云フコトヲ斷言スルニ憚ラヌノデゴザイ  
マス、議會ハ不成績デアリ、政府ハ怠慢無

力デアル、而シテ外ニ於テハ惡イ暴力ガ横

行ヲスル、尙ホ市井ノ噂ニ依リマスレバ、  
是ハ噂デゴザイマス、噂デゴザイマスカラ  
或ハ無イコトカモ存ジマセヌガ、市井ノ噂  
ニ依リマスレバ、政治上ノ陰謀スラ行ハレ  
ルヤウナコトガ取沙汰サレルノデゴザイマ  
ス、政府ハ無力デアル、議會ノ成績ハ極メ

テ悪イ、陰謀ハ行ハレムトスル風評ガア  
ル、而モ暴力ハ横行ヲスル、私ハ皇國ノ前  
途ヲ考ヘマンテ、甚ダサウ云フコトヲ申ス  
コトハ申シ兼ヌルコトデゴザイマスルガ、  
誠ニ憂慮ニ堪ヘザルモノガアルノデゴザイ  
マス、セメテ政府ニ於キマシテハ此機會ニ  
於テ暴力ノ徹底の取締ヲシテ、其成果ヲ舉  
ゲラレムコトヲ切ニ希望ニ堪ヘヌノデゴザ  
イマス、以上二ツノ希望ヲ申述べテ、而モ  
ソレ等ハ政府ガ爲サレナケレバナラヌ事ト  
考ヘマスルガ故ニ、寧ロ要求ヲ申上ゲテ此  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
ル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律

○副議長(伯爵松平賴壽君) 只今委員長ヨ  
リ報告ガゴザイマシタ昭和十一年度一般會計  
歲出ノ財源ニ充ツル爲メ公債第二次追加發  
行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、  
議事日程ニ追加シテ一讀會ノ續ラ開クコト  
ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ  
ノト認メマス、委員長大河内子爵ノ登壇ヲ  
望ミマス  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ  
ノト認メマス、委員長大河内子爵ノ登壇ヲ  
望ミマス  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト呼フ者アリ)

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ  
ル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律  
案ノト認メマス、委員長大河内子爵ノ登壇ヲ  
望ミマス  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト呼フ者アリ)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセ  
マス

(御書記官朗讀)

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ



業遂行ニ必要ナル法案ヲ提出セラレタシ  
トノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

司法保護制度制定ノ件

東京市品川區北品川一丁目七十二番  
地平民秋庭正道外百名呈出

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

内閣總理大臣岡田啓介殿

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

内閣總理大臣岡田啓介殿

港ノ區別ヲ廢シ關門兩港ヲ一體トナシ新  
港名ヲ附シ從來門司港ニミ施行セラレ  
タル開港港則ヲ下關側ニモ實施シ以テ海  
外貿易船ノ泊地ヲ下關側ニモ設置スルト  
共ニ等シク港内管理ヲ門司稅關所屬同一  
港長ノ支配クラシメラレタシトノ旨趣ニ  
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモ  
ノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依  
リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ近時大型船ト小形船トノ衝突  
ノ爲多數ノ人命ヲ失ヒ多額ノ船體並積荷  
ヲ沈没セシムルハ甚遺憾ナルニ依リ小形  
船乘組員ニ海上衝突豫防法並地方海港則  
ヲ普及シ且勵行セシメ是等被害ヲ少カラ  
シメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願  
意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ  
意院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ北海道野付牛町ヲ貫流スル常  
呂川ハ年歲相當額ノ治水施設ヲ見ルト雖  
今尙容易ニ氾濫シ流域地方ニ於ケル被害  
甚大ナルハ同道拓殖上亦遺憾ナルニ依リ  
速ニ同川ノ徹底的治水工事ヲ實施セラレ  
タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ釋放後社會復歸ノ途ヲ謬リ刑  
餘更ニ累犯ニ墮スルモノ多キニ拘ラス之カ  
防止上緊要施設タル保護ニ關スル監督統  
制及機能確保ノ法制ナク爲ニ私設保護團  
體ノ如キモ其ノ經營益困難ニ陥リ到底所  
期ヲ全フスル能ハサルハ刑政上遺憾ニシ  
テ又近時刑法及監獄法ヲ改正シ之カ保護  
ニ關スル規定ヲ設ケラルヤニ聞クモ未  
徹底シ難キニ依リ速ニ司法保護ニ關スル  
度ヲ設立セラレタントノ旨趣ニシテ貴  
族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議  
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊  
及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

右ノ請願ハ東京驛東口改築ニ關スル件  
東京市日本橋區吳服橋三丁目三番地  
七商上野利衛外四千五百八十二名呈  
出

右ノ請願ハ東京驛東口本建築鐵道驛開設  
ノ遲速ハ日本橋、京橋兩區民ノ利便ノミ  
ナラス全市市民ノ便益ト幸福トニ關係スル  
所鮮少ナラサルニ拘ラス漸ク八重洲口電  
車驛開通ノママナルハ甚遺憾ナルニ依リ  
必ス豫定内ニ東京驛東口開設ヲ實現セラ  
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大  
體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院  
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ豫定線鐵道鉄路、北見相生間  
鐵道ヲ敷設スルハ雷ニ北海道野付牛町ト  
釧路市トヲ連絡スルノミニラス沿線地方  
ニ於ケル資源ヲモ亦開發スル等運輸交通  
並産業上資スル所多大ナルニ依リ速ニ之  
ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

右ノ請願ハ豫定線鐵道鉄路、北見相生間  
鐵道ヲ敷設スルハ雷ニ北海道野付牛町ト  
釧路市トヲ連絡スルノミニラス沿線地方  
ニ於ケル資源ヲモ亦開發スル等運輸交通  
並産業上資スル所多大ナルニ依リ速ニ之  
ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

右ノ請願ハ北海道常呂郡野付牛町長茶谷幸一  
外五名呈出

内閣總理大臣岡田啓介殿

貴族院議長 公爵近衛 文麿

北海道常呂川改修ノ件  
北海道常呂郡野付牛町長茶谷幸一  
外五名呈出

内閣總理大臣岡田啓介殿

貴族院議長 公爵近衛 文麿

意見書案

濟生會診療機關用地免租ニ關スル件

冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

東京市芝區赤羽町一番地濟生會理事長馬淵銳太郎呈出

右ノ請願ハ恩賜財團濟生會ハ全國必要ノ

地ニ病院診療所ヲ設置シ銳意窮民患者ノ救療ニ從事シ毫モ營利ヲ目的トセサル他ニ類例ナキ特種ノ恩賜財團ナルヲ以テ其ノ使用敷地ニ對スル地租及其ノ他ノ諸公課殊ニ都市計畫法ニ依ル受益者負擔等ノ賦課セラレサルヤウ關係法規ヲ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ

内道湖岸鹽害對策施設ノ件

島根縣簸川郡出東村大字坂田二百五

十一番地平民江角興義外二名呈出

右ノ請願ハ島根縣宍道湖沿岸十四箇町村ノ肥沃ナル田地ハ古來宍道湖水ヲ揚水灌

溉シ以テ農耕ヲ營ミシカニ斐伊川改修工事進捗ノ結果松江大橋川ヲ浚渫セラレ

シ爲圖ラス海水ハ逆流シ湖水ノ含鹽量ヲ增加シ來リ全ク灌溉用水ニ適セサルニ立

到リ沿岸各町村ハ收穫半減ノ苦況ニ陥リ

一大脅威ヲ感シ住民日常ノ生活上亦不安

甚シキハ遺憾ナルニ依リ速ニ之カ救濟策ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

島根縣船川改修ニ關スル件

島根縣簸川郡出東村大字坂田二百五

十一番地平民政江角興義外二名呈出

右ノ請願ハ島根縣簸川郡西田、國富ノ沃野ヲ流レ平田市街ヲ貫キ宍道湖ニ注ク船川ハ往古ヨリ運河トシテ利用セラレ宍道湖岸各地ヨリ遠ク中海沿岸地方ト呼應スル地方物資運輸ノ吞吐航路ナルニ依リ船良事業ヲ完成シ併テ鹽害防止ノ工作ヲ速ニ國庫ヨリ助成ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

新宮川治水工事速成ノ件

三重縣南牟婁郡鶴殿村倉本徳之助外二十名呈出

右ノ請願ハ三重、奈良及和歌山ノ三縣ニ

ラス今尙同川ノ荒廢ニ委シ流域地方ノ被

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

害年歲增大セルノミナラス之カ治水計畫實測設計ノ既ニ終了セルニ未其ノ工事ヲ見サルハ地方產業上甚遺憾ナルニ依リ之カ施工ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ

別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

東京市荒川區尾久町一丁目百十六番地

右ノ請願ハ荒川ニ沿ヘル東京市荒川區足立區王子區ハ大震災後人口ノ激増ニ伴ヒ急速ナル發展ヲ爲シタルニ拘ラス荒川沿岸一帶ノ地域ハ毎年水害ヲ蒙リ今猶依然芭蕪地タルヲ免レサルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ荒川護岸工事ヲ施行シテ沿岸地域一帶ノ發展ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

馬產振興ニ關スル件

東京市麹町區内山下町一丁目一番地

伯爵松平賴壽呈出

東洋ビルディング内帝國馬匹協會會頭

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ馬匹ハ產業並國防上重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ今次ノ馬政更改計畫ノ設定ニ當リテハ馬產ノ保護獎勵ニ關スル根本的方策トシテ國內所要ノ種牡馬全部ヲ國有トシ馬匹改良事業ヲ統制スル施設ヲ行フ等請願人所案ノ如ク之カ實現ヲ期セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

横濱市長大西一郎外四名呈出

右ノ請願ハ三重、奈良及和歌山ノ三縣ニ

ラス今尙同川ノ荒廢ニ委シ流域地方ノ被

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ三重、奈良及和歌山ノ三縣ニ

ラス今尙同川ノ荒廢ニ委シ流域地方ノ被

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ三重、奈良及和歌山ノ三縣ニ

ラス今尙同川ノ荒廢ニ委シ流域地方ノ被

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ三重、奈良及和歌山ノ三縣ニ

ラス今尙同川ノ荒廢ニ委シ流域地方ノ被

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

## 意見書案

北海道川上郡標茶村ニ製糖工場設置ノ件

二百六十五名呈出

右ノ請願ハ北海道川上郡標茶村農飯村明治郎外

ハ豫定線標茶、中標津間鐵道開通ノ曉ニハ

根室釧路兩國原野諸物資ノ中繼ノ要樞地

送モ亦現今ノ如ク帶廣市ニ輸送スルニ比シ

テ經濟上遙ニ容易ニシテ必然的ニ釧網線ニ

依ルヲ以テ輸送關係ヘ地ノ利ヲ有スルノ

ミナラス北見十勝兩國地方ニ比シテ氣溫

土質等根室釧路兩國原野ハ今後計茶ノ栽

培増地ニ最適地ナルヲ以テ製糖工場増設

ノ場合ハ當標茶市街附近ニ設置セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

## 意見書案

新潟、北鮮間航路優秀船就航ニ關スル件

三番地平民田下政治外二名呈出

右ノ請願ハ新潟、北鮮間ノ航路ハ京圖線

鐵道ト相俟テ東京、新京間ヲ連絡スル捷

徑ニシテ軍事上並國際交通上重要使命ヲ

有スルニ拘ラス近者之カ就航船舶國庫補

助ニ關シ現就航船ヲシテ繼續就航セシム  
ルノ意圖アルヤニ仄聞スルハ國策上甚遺  
憾ナルニ依リ三千噸速力十五浬ノ汽船ヲ  
以テ最少限度ノ國庫補助條件ノ汽船トシ  
速ニ満鐵ノ分身ナル大連汽船ヲシテ就航  
セシムルヤウ圖ラレタントノ旨趣ニシテ貴  
族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議  
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊  
及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

西成線ヲ高架ニ改造ノ件

大阪市此花區大野町一丁目六十五番  
地平民田中喜三郎外百十九名呈出

右ノ請願ハ西成線鐵道ハ大阪櫻島港ヲ  
へ軍事上並經濟上重要使命ヲ有スルニ拘  
ラス同線路ハ街衢錯雜人家密集ノ地ヲ貫  
キ加之近時ガソリンカーノ運轉回數激増  
ニ伴ヒ多數ノ踏切箇所ハ頻繁ナル交通ヲ  
阻害シ剩ヘ人命ノ危険多ク爲ニ住民ノ不  
利不便専カラサルハ遺憾ナルニ依リ同線  
路ヲ高架ニ改築シ以テ貨客輸送ノ安全ト  
市民ノ福祉増進トニ資セラレタントノ旨  
趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ  
キモノト議決致候因テ議院法第六十五條  
ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

長崎縣の山郵便局ノ電話通話區域擴張  
ニ關スル件

長崎縣北松浦郡大島村長山川六四郎  
外三名呈出

右ノ請願ハ長崎縣北松浦郡大島村ハ東海  
及臺灣ニ及フ大漁場ノ根據地ナルノミナ  
ラス九州西海岸ニ於ケル避難港トシテ出  
入船舶頻繁ニシテ通信量從テ増加セルニ  
拘ラス同村ニ在ル的山郵便局公衆電話ノ  
通話區域ハ伊萬里灣沿岸、佐世保方面等ニ  
限ラレ未主要取引地ナル北九州ノ都市ニ  
及ハサル爲取引上不利不便専カラサルニ  
依リ速ニ之カ區域ハ大島郵便局ト同一同  
線トシ且大島局ノ通話區域ナル福岡ヲ普  
通區域ニ變更シ同時ニ北九州主要都市ヲ  
之ニ編入シ下關ヲ長距離區域ト爲サレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

地方財政調整交付金制度設定ノ件

廣島縣山縣郡都谷村字都志見三千八  
百八番地公吏石川淺之助外十六名呈  
出

右ノ請願ハ長距離區域ト爲サレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ長距離區域ト爲サレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第  
六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ西成線鐵道ハ大阪櫻島港ヲ  
へ軍事上並經濟上重要使命ヲ有スルニ拘  
ラス同線路ハ街衢錯雜人家密集ノ地ヲ貫  
キ加之近時ガソリンカーノ運轉回數激増  
ニ伴ヒ多數ノ踏切箇所ハ頻繁ナル交通ヲ  
阻害シ剩ヘ人命ノ危険多ク爲ニ住民ノ不  
利不便専カラサルハ遺憾ナルニ依リ同線  
路ヲ高架ニ改築シ以テ貨客輸送ノ安全ト  
市民ノ福祉増進トニ資セラレタントノ旨  
趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ  
キモノト議決致候因テ議院法第六十五條  
ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ長距離區域ト爲サレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ長距離區域ト爲サレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

意見書案

北海道上川郡江丹別村下江丹別ニ停車  
場設置ノ件

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

淀川低水工事繼續施行ニ關スル件  
大阪府北河内郡枚方町長神野伊三郎  
外二十三名呈出

北海道上川郡江丹別村長加瀬谷萬吉  
呈出

内閣總理大臣岡田啓介殿 公爵近衛 文麿

遺憾ナルニ依リ當地方ノ現狀ニ鑑ミ國庫支出ノ増額繰上ヲ爲シ昭和十一年度ヨリ救濟セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

右ノ請願ハ北海道上川郡江丹別村ニ於ケル農林產物其ノ他日用物資ノ輸送ハ函館本線旭川驛ヲ利用スルノ外ナキニ拘ラス

同驛ニ至ル距離遠ク且高峻ナル山嶽ヲ中間ニ控フルハ運輸交通竝產業上遺憾ナルニ依リ同村字下江丹別ニ停車場ヲ設置シ

以テ同村ノ開拓ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日 貴族院議長 公爵近衛 文麿  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

豫定線鐵道函館、釜谷間鐵道速成ノ件  
北海道龜田郡湯川村長辻松新左衛門  
外五名呈出  
右ノ請願ハ豫定線鐵道函館、釜谷間鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ニ於ケル豊富ナル漁場ノ開發上ノミナラス軍事上亦須要ナル路線ナルニ依リ速ニ之ヲ敷設スルト共ニ戸井村ニ延長シ更ニ榎法華村ニ及ヒ尙將來私設渡島海岸鐵道砂原驛ニ連絡シ以テ函館本線森驛ト環狀線ヲ爲スヤウ本鐵道ノ機能ヲ十分發揮セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

装蹄師法制定ノ件  
東京市赤坂區青山南町五丁目四十五番地平民獸醫師内藤兵藏呈出  
右ノ請願ハ鐵工免許規則ハ制定後相當ノ時日ヲ經過シ今ヤ社會ノ進運ニ伴ハサルモノアルハ遺憾ナルノミナラス之下密接不離ノ關係ヲ有スル獸醫師法ノ既ニ制定セラレタルニ依リ速ニ同法ノ條項ニ準シ裝蹄師免許資格ノ改正、業務上責任權能ノ確立、裝蹄師會ノ設立及強制加入等ヲ要旨トスル裝蹄師法ヲ制定シ以テ斯業貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日 貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

公共圖書館費國庫補助法制定ノ件  
東京市豐島區池袋八丁目二千三百二十八番地官吏松本喜一外二萬九千六百七十六名呈出

右ノ請願ハ圖書館ハ學校ト共ニ國民教育ヲ完成スヘキ重要機關ニシテ且社會教育ノ中心機關トシテ最永續的效果ヲ擧クヘキニ拘ラス未國庫補助ノ途開カレサルハ他ノ教育費補助ノ狀況ニ比シ均衡ヲ失スルモノニシテ洵ニ遺憾ナルニ依リ公共圖書館費國庫補助法ヲ制定シ我國文化ノ堅實ナル發達ニ盡サレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

意見書案

右ノ請願ハ鹿兒島縣薩摩郡ノ平野ヲ西北ニ貫流スル川内川ハ年歲降雨毎ニ氾濫シ其ノ下流ニ介在スル川内地方ハ之カ治水事業未完成セサルニ昨年未會有ノ旱害ニ

意見書案

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ鹿兒島縣薩摩郡ノ平野ヲ西北ニ貫流スル川内川ハ年歲降雨毎ニ氾濫シ其ノ下流ニ介在スル川内地方ハ之カ治水事業未完成セサルニ昨年未會有ノ旱害ニ

意見書案

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ鹿兒島本線羽犬塚驛、熊本縣宮原間鐵道速成ノ件  
福岡縣八女郡福島町長古林喜代太外十五名呈出

意見書案

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

右ノ請願ハ鹿兒島本線羽犬塚驛ヨリ分歧シテ福岡縣八女郡ヲ東西ニ縱貫シ熊本縣阿蘇郡宮原ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ニ於ケル林產、礦產等ノ豐富ナル資

源ヲ開發スルノミナラス觀光上亦須要ナルニ依リ速ニ之ヲ實現シ以テ關係地方民ノ福利ヲ増進セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

鬼怒川上流ニ貯水池設置ノ件

茨城縣結城郡豊加美村長櫻井藤茂平

外五十一名呈出

右ノ請願ハ鬼怒川上流ノ適地ニ貯水池ヲ設置シ水量ノ調節ヲ測リ尚上流水利組合

ノ無制限用水取入レニ對シテハ適當ノ統

制法ヲ設ケ鬼怒川ノ水ハ鬼怒川へ還元ス

ル等ノ方策ヲ講シ以テ關係地方民ヲ救濟

セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意

ノ大體ハ採擇スヘキモノト議致候因テ

議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

元北海道森林監守ニ恩給支給ノ件

北海道札幌市南十七條西十一丁目千二百三十三番地無職奥村喜太郎外八  
十一名呈出

右ノ請願ハ明治三十年四月勅令第百二號ヲ以テ設置セラレタル國費支辨ノ判任官待遇者北海道廳森林監守ニ奉職シタル者

右ノ請願ハ明治三十年四月勅令第百二號ヲ以テ設置セラレタル國費支辨ノ判任官待遇者北海道廳森林監守ニ奉職シタル者

ニ付之ヲ公務員ト見做シ制規ノ年數奉職シタル者ニ對シテハ恩給法ヲ適用シ以テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

別冊及送付候也  
昭和十年月日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

無償傷痍軍人待遇ニ關スル件

埼玉縣大里郡深谷町大字深谷七百九

十二番地農神山茂一外三十名呈出

埼玉縣浦和市本太二千二百八十六番地平民山本松雄外四十五名呈出

右ノ請願ハ無償傷痍軍人八單ニ軍人傷痍

記章ヲ附與セラルルノミニシテ物質上ノ

待遇ナキハ遺憾ナルニ依リ兵役義務者及

ノ大體ハ採擇スヘキモノト議致候因テ

議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

ヨリ相當ノ一時金ヲ支給ラレタントノ旨

待遇ナキハ遺憾ナルニ依リ兵役義務者及

ノ大體ハ採擇スヘキモノト議致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
昭和十年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

意見書案

元北海道森林監守ニ恩給支給ノ件

北海道札幌市南十七條西十一丁目千二百三十三番地無職奥村喜太郎外八  
十一名呈出

右ノ請願ハ飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反

対ノ件

愛知縣知多郡成岩町字北家下二十九

番地平民川内佐一外二百五十名呈出

右ノ請願ハ飲酒ハ古來儀禮茲慰安上效果

アルニ拘ラズ單ニ過飲ノ弊害ノミヲ標榜シテ之ヲ禁止セムトシ殊ニ二十歳乃至至

十五歳ノ者ニ對シテモ亦未成年者飲酒禁

止法ノ改正法律案ヲ提出セムトスルハ甚

シテノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議致候因テ議院法

埼玉縣浦和市本太二千二百八十六番地平民山本松雄外四十五名呈出  
昭和十年月日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣岡田啓介殿

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

兵役法中改正法律案  
酒造組合法中改正法律案

本日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル左ノ衆議院提案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

營業収益稅法中改正法律案

○議長(公爵近衛文麿君) 只今内閣總理大臣ヨリ通牒ニ接シマシタカラ、書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

昭和十年三月二十五日

内閣總理大臣 岡田 啓介

貴族院議長公爵近衛文麿殿

通牒

本月二十六日貴族院ニ於テ帝國議會閉院式執行被 仰出候

○議長(公爵近衛文麿君) 是ニテ散會イタシマス

午後九時五十六分散會

宣報號外 昭和十年三月二十六日 貴族院議事速記錄第一二十三號

二九六